

大学評価と大学図書館

蔵川圭

大学改革支援・学位授与機構

はじめに

大学図書館の業務においては、オープンアクセスやオープンサイエンスをめぐる国内外の施策に対応することが比較的新しい活動としてこの 20 年の間定着してきた。一方で、本講義のテーマとなっている大学評価は、それとは異なる文脈から登場した、大学図書館の専門性とは異なった活動であり、大学図書館職員にとっては馴染みの薄いテーマかもしれない。本大学図書館職員長期研修の科目概要に示された、「国・公・私立大学（短期大学を含む）は、7 年以内ごとに、認証評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられている」というのは、どのような制度を指しているのだろうか。「その評価の実際と大学図書館がどのように評価に寄与すればよいのかを考える」ためには、何が必要であろうか。本講義では、制度の背景と実際の業務、業務における大学図書館のかかわりを明らかにすることで、考えるための足掛かりを提供したい。

大学図書館から見る評価活動

ところで、大学や大学図書館を取り巻く評価活動は、大学図書館においても馴染みは薄いが無関係であったわけではなさそうである。ましてや、突如としてここ最近「大学評価」がブームとなって取り上げられたわけでもない。初めて聞く聴講者はそのように受け取られたかもしれないが、大学図書館関係者においても、大学評価は兼ねてから取り組まれていた歴史の長いテーマの一つであった。たとえば、次のような活動の状況が見て取れる。

大学の自己点検・評価は、平成 3(1991)年から制度化されている。これを受けて、千葉大学図書館は、大学の自己点検・評価報告書「現状と課題 千葉大学ーより高きものへー」にその活動を掲載して刊行し、平成 6(1994)年 3 月に自己点検・評価報告書「情報化時代と千葉大学附属図書館」を刊行している[山本(2001)]。山本によれば、平成 12(2000)年 3 月に刊行された京都大学図書館の「京都大学図書館 現状と将来への展望：自己点検評価・外部評価報告書」が、国立大学図書館としては 3 館目にあたる第三者評価であったということであった。それ以降、24 年を経過しているが、今では多くの大学図書館が、第三者の評価者を交えた自己点検・評価を実施、その報告書を公開している。ウェブ検索をすれば確認できよう。また、90 年代の研究評価の文脈の中で、国立国会図書館や国立情報学研究所の前身である文部省学術情報センターのような大規模な組織がデータベースを引き受けて、文献検索を可能とし、多様な研究評価を行うことが提案されている[山野井(1999)]。

上記の自己点検・評価が活動の基礎となって、第三者による評価が制度化されて、文部科学省が認証した評価機関による評価「認証評価」が平成 16(2004)年から開始されている。これが本講義で扱う認証評価機関の実施する評価である。本大学図書館職員長期研修における「大学評価と大学図書館」と題した講義は、制度が開始されるより前、平成 8(1997)年から「大学改革と大学図書館」と題して開始され、題目に変化はあるものの、同一のテーマで講義が行われてきている¹。

本講義の聴講者の主な所属機関である国立大学は、同時期の平成 16(2004)年に法人化された。これによって、国立大学は、独立した法人格を持つことにより比較的自由な大学経営が実施可能となると同時に、中期目標期間である 6 年に一度、文部科学省に設置する国立大学法人評価委員会による達成状況の評価を受けることになっている。大学図書館行政の担当である文部科学省研究振興局情報課長（当時）は、大学図書館に対し、経営感覚の醸成、大学内での役割の確立、基盤の強化、地域社会や産業界との連携・交流、利用者視点に立ったサービス、国際化・国際競争力強化、図書館職員の採用・育成について、助言を示している[三浦(2004)]。

大学図書館においては、我が国の行政から求められる評価に触発されて、もしくは、それとは別に、国際的に大学図書館サービスの評価の必要性が認識されて、米国研究図書館協会 (Association of Research Libraries(ARL))が開発した LibQUAL+や DigiQUAL が取り上げられ議論されている[永田(2005), 三浦(2009)]。また、実際の適用の報告もされている[市古(2008)]。

大学における評価に関連して、一般社団法人日本技術者教育認定機構 (Japan Accreditation Board for Engineering Education(JABEE))による教育プログラムの認定制度も聞き及ぶことが多い。認定審査は、2001 年から開始されており、認定された教育プログラムは、認定基準が技術者教育認定の世界的枠組みであるワシントン協定などの考えに準拠しているため、国際的に同等であると認められる。大学における評価の事例として、付け加えておきたい。

大学の機能と大学評価

さて、大学評価を語る前に、大学の基本的な機能をおさらいしておきたい。自明とされることではあるが、大学でおこなわれる活動の根幹は教育と研究であり、そこから派生される社会、経済、文化的な波及効果を内外から期待されている。科学的研究に基づいて知を創成し、知を伝達するために教育を行う。最高学府として位置付けられる場としての「高等教育機関」は、このような活動の先導的役割を担う公共の場として機能するよう社会から期待されている。

大学のこのような機能は、特殊な条件として「学問の自由」を要求する。研究の総体的目的である真理の追求は、一切の制約を排除して自由を求めるのである。唯一の制約は、倫理に基づくものであろう。そして、研究者個人が学問の自由という理念のもとで活動できるように、組織としてはそのことを理解した集団として自らが自らを管理する「大学の自治」の理念をも主張する。

¹ 巻末のリスト「大学図書館職員長期研修の歴代「大学評価と大学図書館」講義（平成 8(1996)年度以降を確認）」を参照

大学が特殊な機能を持った公共の場として社会に認められ、社会からの資金を原資として活動を行う組織は多い。昨今、出資する社会から大学への要請として、教育研究の不断の改善を求めて、「大学評価」が行われ、「第三者評価システム」が導入されてきた。さらに、大学は社会への説明責任を求められ、「大学の情報公表」を行ってきた。このような社会からの要請と、大学本来の機能を発揮するための学問の自由、大学の自治の理念は必ずしも同調せず、むしろそのような理念と対立するものとして議論され、社会と大学が緊張関係を保った上で現在の社会システムができてきているとあってよい。ここで括弧書きにした大学評価、第三者評価システム、大学の情報公表は、我が国の行政文書で再三取り上げられてきている用語として定着してきたものである。

昨今の大学評価の必要性について、土屋(2023)は、大学は20世紀後半に至るまで「評価」の対象ではなかったが、評価が求められ、それが正当化されるようになった背景には以下の4つの脈絡があると指摘した。

- a. 大学教育の質保証
- b. 公的活動への資源配分とその正当化
- c. 高等教育サービスを消費する「学生」とその費用負担者のための情報提供の必要性
- d. (20世紀末から21世紀にかけて) 大学を改革すべきであり、「評価をよくすると良くなる」という神話、あるいは脅し

また、高等教育を取り巻く状況は世界的に共通しており、世界的に大学評価は以下の必要性の認識の結果求められているとした。

1. 大学における学生の経験の質と大学教育が生み出す人材の質の保証
2. 資源配分の客観的根拠の確立と検証
3. (以上を含めて、)一般的な社会的な説明責任の履行
4. 各大学の経営の基礎となり、改善、発展の前提となる客観的認識と客観的評価
5. 日本の高等教育の「国際的通用性」の確保

前段の4項目は日本における状況であり、後段の5項目は世界を見渡した状況の理解である。dの「(20世紀末から21世紀にかけて) 大学を改革すべきであり、「評価をよくすると良くなる」という神話、あるいは脅し」との表現は、読み手の注意を引く辛辣な印象を与えるものであるが、筆者が咀嚼して理解を促そうと試みれば、それは、日本においては科学的判断に基づく研究を活動の根源とする大学制度そのものが英国、欧州、米国のその輸入の産物であり、そこで必要とされ実施されている大学評価においても輸入する必要があるという直感があるものの、我が国の大学制度に立脚する大学評価活動に有効性を見出すにはいまだ咀嚼しきれていない状況があるのだとの主張に読み替えたい。

大学評価研究のアプローチと本講義のアプローチ

大学評価制度を考究の対象とする論説は多い[たとえば、大崎(1999)、川口(2005)、川口(2006)、川口(2009)、日本高等教育学会(2020)、喜多村(1988)、喜多村(1991)、大南ら(2003)、土屋(2023)]。ここでは、概ね、以下のようなアプローチが取られている。

- 日本の大学および大学評価の制度化を俯瞰する（時系列理解）
- 日本の大学および大学評価をとりまく現行制度を概観する（構成理解）
- 日本の大学および大学評価に対し、海外の状況と比較する（国際的理解）

時系列理解においては、現在の学校制度が形作られた昭和20(1945)年から高等教育に関する文部省（文部科学省）審議会答申や報告を、年を追って解釈、あわせて、それらを反映した高等教育にかかる法律、政令、省令を解釈して、日本の大学および大学評価制度の変遷を理解する。構成理解においては、現在の日本の大学の質保証システムの構成要素である、大学設置基準、設置認可制度、認証評価制度、情報公表を取り上げて、日本の大学および大学評価を取り巻く現行制度を概観する。加えて、国立大学が法人化したことに伴う国立大学法人評価を議論の対象にする。そして、これらを前提にして、海外の状況と比較をして国際的に理解をする。特に、現行のシステムを構築するときに参照した米国や英国、高等教育の先進国である欧州、豪州、また、近隣国でありかつ近年進歩の著しい中国、韓国、台湾、東南アジアと対象国の範囲を広げていく。

本講義では、科目の位置付けが、大学評価における大学図書館の寄与可能性を見出すことから、理解のための最短経路を目指して、以下のアプローチを取ることにする。

1. 日本における大学評価の制度化の流れを俯瞰する
2. 「認証評価制度」を取り上げ、とりわけ、大学改革支援・学位授与機構の行う認証評価を概観する
3. 上記認証評価における、大学図書館にかかわる事項を取り上げ、寄与の可能性を議論するとくに、2番目の認証評価制度の外観の対象を大学改革支援・学位授与機構の行う認証評価としているところは、筆者が大学改革支援・学位授与機構の職員であり、それらに関する資料に比較的馴染んでいるため選択したという特殊な事情を反映してのことである。

以下、順に、日本における大学評価の制度化の流れ、認証評価と大学改革支援・学位授与機構の実施する機関別認証評価、その大学図書館関係について紹介し、大学図書館の取り組みの現状と認証評価への寄与可能性を議論していくことにしよう。

日本における大学評価の制度化の流れ

日本における制度化のプロセス

まず、日本において様々な対象が制度化される時、どのように法律や規則として制定されるのかを理解する必要がある。日本における大学評価の制度化もそのうちのひとつとして位置付けられる。大学評価の制度化においても、日本が日本国憲法に基づく法治国家であるから、法律に基づく手続きが積み重なる。

大きく以下の3つの行為のサイクルで制度化され行政が推進される。まず、時の内閣総理大臣や文部科学大臣（文部大臣）が審議会に諮問を行う。審議会は、内閣府（総理府）や文部科学省（文部省）に設置される組織で、大学長などの大学、大学団体の代表、産業界代表、関係者代表、

専門家により構成される。規模としては、代表的な審議会である中央教育審議会では 30 人以内で組織される。ただし、臨時委員や専門委員等も置かれて規模を拡大させることが可能である。そして、審議会は、大臣からの諮問に基づいて「答申」を行い、また、答申を補う審議に基づく「報告」を行う。答申や報告を行うまでに、数回に分けて、数年の単位で議論を重ねていくのが通常である。そして、行政機関である文部科学省（文部省）は、答申や報告に基づいて立法対応する。立法の形式は法の階層に従って様々であり、法律、政令、省令等の立法や告示等の勧告が行われる。

大学評価の制度化の流れ

それでは、日本における大学評価の制度化の流れを見ていこう。日本の大学評価を耳にする時、大学評価の出発点は、1991 年の大学設置基準の大綱化である[川口(2006)]と言われることが多い。大学設置基準は、文部科学省令の一つで、大学の運営において最低限守るべき基準を定めた規則である。大綱化は、これまで定めていた細かな規定が削除されて、抽象的だが本質的な大枠を定めることに留めたということである。すると、次に、大学設置基準がどのような経緯でいつ制定されたのか、現在の大学評価の具体的な活動である認証評価や国立大学法人評価とどのようなつながりがあるのかが気になってくる。そのことに関係する制度と制度のもとになる答申を時間軸に並べて整理したのが図 1 である。

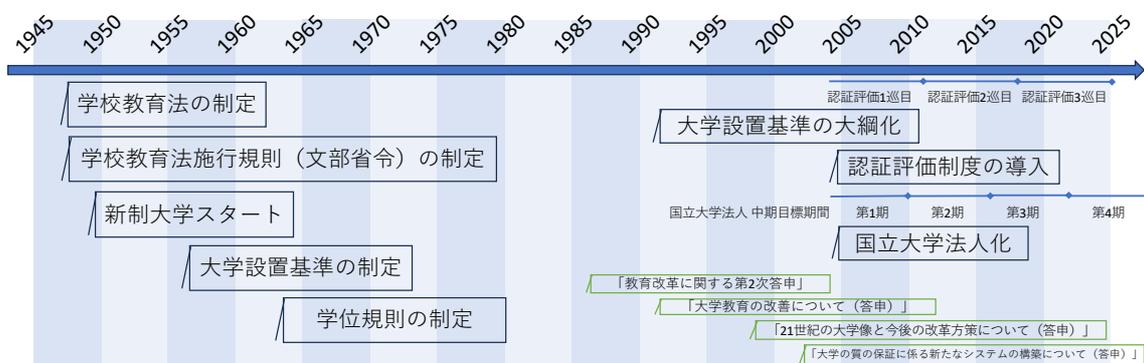


図 1 1991 年の大学設置基準の大綱化を起点とする大学評価の法制化

戦後の高等教育改革

大学設置基準の制定は、昭和 31(1956)年のことであり、久方ぶりの大改訂だったということであった。では、この大学設置基準は、どのような経緯で制定されるに至ったのか、なぜそれまで法令として定められていたのに大綱化するに至ったのかが気になってくる。そのことを納得するためには、現在の大学制度が第 2 次世界大戦で日本が敗戦を迎えて、米国を筆頭とする占領軍（General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers(GHQ)）が日本国憲法を含めて大学制度設計に関わっていたことを知る必要がある。占領軍の関与が、善かれ悪しかれ、現在の日本の教育制度の根幹を形成している[大崎(1999)]。大崎(1999)によると、我が国の現在

の大学は、今なお、基本的に占領下の改革により形成された基盤に立ち、その枠組みの中で動いており、現在の大学の問題点は、多かれ少なかれ、占領下の改革に端を発している。その問題は、第一に教育機能の弱さ、第二に質保証の弱さ、第三に形式的平等志向の強さによる社会的機能の低下にあるとしている。そして、日本の大学が21世紀に世界に誇れる大学となるためには、この負の遺産を克服し、プラスに転化しなければならず、それが大学改革の取り組むべき重要な課題であると主張した。「大学改革」という言葉は、今に始まったものではないことがわかる。

大崎(1999)によれば、昭和20(1945)年から昭和27(1952)年までの占領政策期に、高等教育政策をGHQの下部組織である「Civil Information and Education Section (CIE)(民間情報教育局)」と文部省の審議会である「教育刷新委員会」、CIEの要請により文部省が設立した、しかし直後に文部省から独立した自主的組織となる「大学設立基準設定協議会(のちの、大学基準協会)」とで意見調整を図り決定していった経緯がある。CIEが、自主的大学団体が自らの定める基準により大学資格の認定(ア krediteーション(accreditation))を行うアメリカ型システムによって新制大学の内容を方向づける戦略を立て、大学設立基準設定協議会はその基準を議論する大学の団体となった。そこで議論された大学設立基準は、大学が備えるべき校地、校舎、図書、学生定員、教員組織、資産等について、定性的に記述したもので、教育環境・教育条件についての技術的基準であった。日本における認証評価はア krediteーションと呼ばれることがあるが、そのための大学基準や大学団体による相互評価の仕組みを意識したのは、この時期からであったことがわかる。

この時期、大学設置基準、ア krediteーションの基準の成立過程の中で、基準の内容は教育課程にまで及んでいき、一般教育の義務付け(大学基準)、単位制の導入、課程制大学院(大学院基準)が決定していく。また、新制国立大学として、国立大学設置11原則「新制国立大学実施要綱」が掲げられ、一府県一大学の実現、一般教育の実施、女子教育振興のための国立女子大学が盛り込まれた。大学管理の問題にも議論がおよび、大学の自由と自治、権限を持つ教授会が規定された。国立大学・公立大学の管理に対して議論はされたが、法制化には至らなかった。私立学校制度も対象となり、私学助成の実施における、私学固有の自主自律と公の支配のバランスの必要性が確認され、教育基本法、学校教育法の想定する学校法人制度、私立学校法が制定されていく。

これらの意見調整を経て、学校教育法が昭和22(1947)年3月15日帝国議会に法案提出され、衆議院貴族院可決、昭和22(1947)年4月1日施行された。これによって、現在我々の知っている、六・三・三・四制、画一的単線型学校体系、新制大学一元化が形作られる。さらに、学校教育法施行規則(文部省令)が、昭和22(1947)年5月23日制定される。ここに、「大学(大学院を含む。)の設備、編成、学部及び学科の種類並びに学資に関する事項は、別に定める大学設置基準による」として、大学設置基準が別に定めることとした。これらを受けて、昭和24(1949)年に新制大学がスタートする。

その後、昭和27(1952)年4月28日サンフランシスコ講和条約の発効によって、日本が7年ぶりに独立を果たしたのち、これまでの流れに従って、昭和31(1956)年に「大学設置基準」が制定、昭和38(1963)年に「学位規則」が制定されていく。

大学設置基準の大綱化と自己点検・評価、大学情報の公開

このとき制定された「大学設置基準」を大綱化するにあたって、元となる政策提言を行なったのが、時の内閣総理大臣であった中曽根康弘が昭和 59(1984)年に諮問機関として総理府に設置した「臨時教育審議会」である。臨時教育審議会は大臣の諮問に対して4つの答申を行ったが、2つ目の答申である「教育改革に関する第 2 次答申」(昭和 61(1986)年 4 月 23 日臨時教育審議会(臨教審)答申)で、高等教育の改革提言の主要点 4 点として、大学教育の充実と個性化、大学設置基準、短期大学設置基準等の大綱化、簡素化、大学院の飛躍的充実と改革、大学の評価と大学情報の公開、ユニバーシティー・カウンシル(大学審議会、仮称)の創設を提言した。

答申のなかで、「第四章高等教育の改革と学術研究の振興」「第一節高等教育の個性化・高度化」に、「(1) 大学教育の充実と個性化」において大学設置基準の大綱化、「(4) 大学の評価と大学情報の公開」において大学評価の必要性を指摘し、合わせて、大学が説明責任を果たすために大学の教育内容等の情報を公開することを要請した。具体的な文言の抜粋を図 2 に示す。

<p>第四章 高等教育の改革と学術研究の振興 第一節 高等教育の個性化・高度化 (1) 大学教育の充実と個性化</p> <p>大学教育を充実し、個々の大学がそれぞれ特色ある教育を実現する必要がある。 ア 学部教育については、一般教育と専門教育の内容や在り方を検討するとともに、教育研究組織の構成についてこれまでの枠組みにとらわれない個性的な設計を可能にし、教育方法の多様化を促進するなどの改革を進める。 イ 現行の単位の在り方を再検討し、単位制の長所を生かし得るよう学期や学年の取り扱いを弾力化し、編入学、転学・転学部の可能性を拡大する。 ウ 大学入学資格については、自由化・弾力化の方向に沿って検討を進める。 エ 以上の諸改革を実現するため、大学設置基準、短期大学設置基準等を根本的に見直し、その大綱化、簡素化を図るとともに、関係法令の見直しを行う。</p> <p>.....</p> <p>(4) 大学の評価と大学情報の公開</p> <p>大学がその社会的使命や責任を自覚し、大学の根本理念に照らして絶えず自己の教育、研究および社会的寄与について検証し、評価を明らかにするとともに、教育、研究等の状況についてその情報を広く国内外に公開することを要請する。</p> <p>① 大学には絶えず自己の教育、研究および社会的寄与について自ら検証し、評価することが要請され、そのための方法やシステムについて検討を深めることが望まれる。また、個別大学の自己評価にとどまらず、大学団体がそのメンバー大学を相互に評価し、アクレディテーションを実施し、大学団体としての自治を活性化することも重要である。 ② 大学は今や大きな社会的存在であり、公共的投資に支えられている組織体であるので、大学の状況を社会的に明らかにする責任がある。また、大学を志望する受験生や社会人に対して、教育内容等の情報を提供し、国内外からの照会に適切に応ずる機能や仕組みを充実する。</p>
--

図 2 「教育改革に関する第 2 次答申」(昭和 61(1986)年 4 月 23 日臨時教育審議会(臨教審)答申) 大学設置基準の大綱化、大学評価、大学情報の公開(抜粋)

臨時教育審議会の答申にあったユニバーシティー・カウンシル(大学審議会、仮称)の創設の提言は、そのまま引き継がれ、昭和 62(1987)年、文部省内に「大学審議会」が設置される。大学審議会が、引き続いてその後の大学改革を主導することになる。大学審議会は、臨時教育審議会の答申の内容を受けて、平成 3(1991)年、「大学教育の改善について」(平成 3(1991)年 2 月 8 日大学審議会答申)を提言する。ここで、具体的に、大学設置基準の大綱化と並ぶ主要事項として

大学の自己評価について提言し、自己評価に関する努力規定を大学設置基準で定めることを求めた。具体的な文言の抜粋を図3に示す。

<p>I 大学教育改善の基本的考え方</p> <p>3 大学教育改善の方策</p> <p>大学教育の改善は、基本的には、それぞれの大学の自主的な努力によって実現されるものであり、大学が自己革新のエネルギーをいかに発揮し、自己をいかに活性化し得るかが重要な課題となっている。</p> <p>このためには、各大学が自由で多様な発展を遂げ得よう大学設置基準を大綱化するとともに、自らの責任において教育研究の不断の改善を図ることを促すための自己点検・評価のシステムを導入する必要がある。また、財政上の措置に格段の努力を払う必要がある。</p> <p>(1) 大学設置基準の大綱化 ・・・</p> <p>(2) 大学評価のシステム ・・・</p> <p>(3) 財政措置</p>
--

図3「大学教育の改善について」(平成3(1991)年2月大学審議会答申) 大学設置基準の大綱化と大学評価(抜粋)

これを受けて、同年、大学設置基準が大綱化され、一般教育等の授業科目区分が撤廃され、また、自己評価に関する努力規定が定められた。大学によっては、教育の充実と個性化を実現するために専門教育を重視して教養学部を廃止した。また、多くの大学で自己点検・評価を開始した。

第三者評価

その後も大学審議会は諮問に応じて議論を重ね、平成10(1998)年に、「21世紀の大学像と今後の改革方策について－競争的環境の中で個性が輝く大学－」(平成10(1998)年10月26日大学審議会答申)を答申する。ここでは、課題探求能力の育成が可能な教育研究の質の向上、大学の自立性を確保した教育研究システムの柔構造化、それらを学長のリーダーシップのもと全学的に責任のある意思決定と行動を可能とする組織運営体制の整備と教育研究と財務に関する情報の積極的な公開、そして、大学の個性化と教育研究の不断の改善を目指した多元的な評価システムの確立を提言した。

大学の評価にあたっては、自己点検・評価を実施することだけでは必ずしも充分ではないとの認識を示し、大学が社会的存在としてその活動状況等を社会に対して一層明らかにしていくためには、透明性の高い第三者評価を行うとともに、大学評価情報の収集提供、評価の有効性等の調査研究を推進するための第三者機関を設置する必要があるとした。第三者評価システムの導入、自己点検・評価の実施と結果の公表の義務化、学外者による検証の努力義務化を提言した。また、文部省は、この提言を受けて大学評価機関の創設準備を進め、平成12(2000)年度に非大学機関の学習者のための学位授与機構を改組し、大学評価を合わせて行う新機関「大学評価・学位授与機構」を創設する方針を決定した。国立学校設置法の一部を改正して、平成12(2000)年4月1日、学位授与機構が大学評価・学位授与機構に改組された。

大学評価にかかる具体的な文言の抜粋を図4に示す。「多元的な評価システムの確立」が提言されたのは、「第三者としての客観的な立場から評価を行う組織としては、大学団体、学協会、大

学基準協会等が考えられ、それぞれの機関がその特質に応じた多面的な評価を行うことや、各大学が多様な個性を存分に発揮できるような評価が行われることが期待され]たからである。また、このような評価を形骸化させないためにも、「資源配分機関が、大学の教育研究の個性を伸ばし、質を高める適切な競争を促進し、効果的な資源配分を行うために、透明性の高い客観的な評価情報に基づいて資源配分を行う必要がある」とした。

第2章 大学の個性化を目指す改革方策

4 多面的な評価システムの確立—大学の個性化と教育研究の不断の改善—

21世紀において、我が国の大学が教育研究の水準向上を進め、世界のトップレベルの大学と伍して発展していくためには、社会の理解と支援の下、それぞれの大学が、教育研究の個性を伸ばし質を高めるための環境を整備することが重要である。

このため、自己点検・評価の充実を図るとともに、第三者評価システムの導入などを通じて多面的な評価を行い、大学の個性を伸ばし、教育研究の内容・方法の改善につなげるシステムを確立する必要がある。

(1) 自己点検・評価の充実

自己点検・評価の一層の充実を図るため、自己点検・評価の実施及びその結果の公表を大学の義務とし、学外者による検証を大学の努力義務として位置付けることが必要である。

(2) 第三者評価システムの導入

大学における教育研究活動について第三者としての客観的な立場から評価を行う組織としては、大学団体、学協会、大学基準協会等が考えられ、それぞれの機関がその特質に応じた多面的な評価を行うことや、各大学が多様な個性を存分に発揮できるような評価が行われることが期待される。

しかし、大学が社会的存在としてその活動状況等を社会に対して一層明らかにしていくためには、透明性の高い第三者評価を行うとともに、大学評価情報の収集提供、評価の有効性等の調査研究を推進するための第三者機関を設置する必要がある。第三者機関は、大学共同利用機関と同様の位置付けとし、大学関係者の参画を得て運営を行い、その専門的な判断に基づき自律的に評価を実施することが適当である。

第三者機関による評価は、その結果が各大学にフィードバックされることにより、教育研究活動の個性化や質的充実に向けた各大学の主体的な取組を支援・促進することなどを目的とする。

第三者機関による評価については、その主たる対象を国立大学とし、公私立大学については、設置者である地方公共団体や学校法人の希望により評価を受けることができるとすることが適当である。

第三者機関による評価の内容、方法等については、大学の行う諸活動について、各大学の（事柄に応じ学部・学科単位での）個性や特色が十二分に発揮できるよう、複数の評価手法に基づき多面的な評価を行うこと、評価の結果については、国民に対して分かりやすい形で公表されること、被評価者に対して評価の結果及び理由が示され、それに対して意見を提出する機会が設けられることが適当である。

(3) 資源の効果的配分と評価

各資源配分機関は、大学の教育研究の個性を伸ばし、質を高める適切な競争を促進し、効果的な資源配分を行うため、きめ細かな評価情報に基づき、より客観的で透明な方法によって適切な資源配分を行う必要がある。

図 4 「21 世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」（平成 10(1998)年 10 月 26 日大学審議会答申）自己点検・評価の充実、第三者評価システムの導入、資源の効果的配分と評価（抜粋）

大学審議会は、平成 14(2002)年 1 月 6 日、中央省庁等改革に伴い中央教育審議会大学分科会に再編される。その後も高等教育全般にわたる諮問に応じ、大学の教育研究に対する質の保証のための審議は継続する。中央教育審議会は、「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成 14(2002)年 8 月中央教育審議会答申）を答申し、大学の質の保証に係る新たなシステムとして、設置認可制度の弾力化、第三者評価制度の導入、法令違反状態の大学に対する是正措置の導入を提言する。

認証評価

このとき、改めて、制度に直接関わりのない様々な第三者評価機関がそれぞれの特徴を活かした評価を行うことを想定し、大学が多角的に評価を受けられるようにした。制度として位置付ける、国の認証を受けた評価機関を「認証評価機関」とした。ここにはじめて認証評価機関という言葉が登場する。答申の具体的な文言の抜粋を図 5 に示す。また、大学評価・学位授与機構は、設置当初は国立大学を中心として、当分の間私立大学を対象としないこととしていたが、私立大学に対しても希望に応じて評価を実施することが適当であるとした。

第3章 第三者評価制度の導入

2 新たな第三者評価制度の導入

(2) このため、大学の教育研究活動等の状況について、様々な第三者評価機関のうち国の認証を受けた機関（認証評価機関）が、自ら定める評価の基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を満たすものかどうかについて社会に向けて明らかにすることにより、社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることを促す制度を導入する。その際、大学の理念や特色は多様であるため、各々の評価機関が個性輝く大学づくりを推進する評価の在り方に配慮するとともに、様々な第三者評価機関がそれぞれの特質を生かして評価を実施することにより、大学がその活動に応じて多角的に評価を受けられるようにすることが重要である。

6 大学評価・学位授与機構の評価の対象

大学評価・学位授与機構は、当分の間、私立大学に係る評価を行わないものとする事とされているが、同機構がこれまで蓄積してきた評価に係る能力、機能等を私立大学においても活用できるよう、同機構による評価を受けることを希望する私立大学についてはこれを可能にすることが適当である。

図 5 「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成 14(2002)年 8 月中央教育審議会答申）認証評価機関と大学改革支援・学位授与機構の役割（抜粋）

これに対応して、平成 14(2002)年 11 月に学校教育法の一部が改正、平成 16(2004)年 4 月 1 日に施行され、国公私立大学及び高等専門学校に対し第三者評価である「認証評価」が開始された。

深化していく高等教育政策

高等教育の質保証システムの整備は継続的に行われ、以下のリストに示すように、今日に至るまで、中央教育審議会、中央教育審議会大学分科会、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会が提言を行なっている。項目のうち下線を引いたものは、高等教育全般にわたる答申である。これらは継続的、重層的に審議が行われた結果であり、総体的にその内容は深化していつている。大学評価においては、第三者評価の制度化の先に、教育の内部質保証の重要性、学習者本位の大学教育の重要性が謳われ、それらが着実に制度化されてきている。その間、大学評価・学位授与機構は、平成 16(2004)年 4 月 1 日、独立行政法人化し、平成 28(2016)年 4 月 1 日、独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合して、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構となっている。

- ・ 「我が国の高等教育の将来像」（平成 17(2005)年 1 月 28 日中央教育審議会答申）
- ・ 「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20 年 12 月 24 日中央教育審議会答申）
- ・ 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」（平成 24(2012)年 8 月中央教育審議会答申）
- ・ 「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」（平成 28(2016)年中央教育審議会大学分科会報告）

- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成30(2018)年11月26日中央教育審議会答申)
- 「教学マネジメント指針」(令和2(2020)年1月22日中央教育審議会大学分科会報告)
- 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」(審議まとめ)(令和4(2022)年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会報告)
- 「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について」(審議まとめ)(令和5(2023)年2月24日中央教育審議会大学分科会報告)

認証評価制度と大学改革支援・学位授与機構の実施する大学 機関別認証評価

認証評価制度

以上の大学評価に関する制度化の流れを受けて、ここからは現在の認証評価制度を概観しよう。図6は、現在の我が国の大学の質保証システムの構成を示している。その主たる要素は、「大学設置基準」、「設置認可制度」、「認証評価制度」、「情報公表」である。図の左側は大学ができるまでの過程を、右側は新設された大学が完成年度を迎えて、恒常的な大学運営が行われている段階を示している。設置認可審査においては大学設置基準等の法令基準に従って審査が行われ、新設されて以降完成年度まで設置計画履行状況等調査によって設置後のフォローが行われる。大学評価に係る部分は、図の右側であり、大学は学校教育法第109条第1項に規定された自己点検・評価を学内での取り組みとして組み入れ、教育研究活動等を行って、自己点検・評価、そして改善・向上を図っていく運営サイクルを確立して、内部質保証を確保する。さらに、自己点検・評価を基礎に、学内での取り組みに対し、学校教育法第109条第2項に規定される文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を外部質保証として7年以内に一回の頻度で受ける。このとき、認証評価機関が定める大学評価基準によって評価される。学内での取り組みの状況については、学校教育法施行規則第172条の2において規定された社会へ情報公表を行い、社会的説明責任を積極的に果たす。

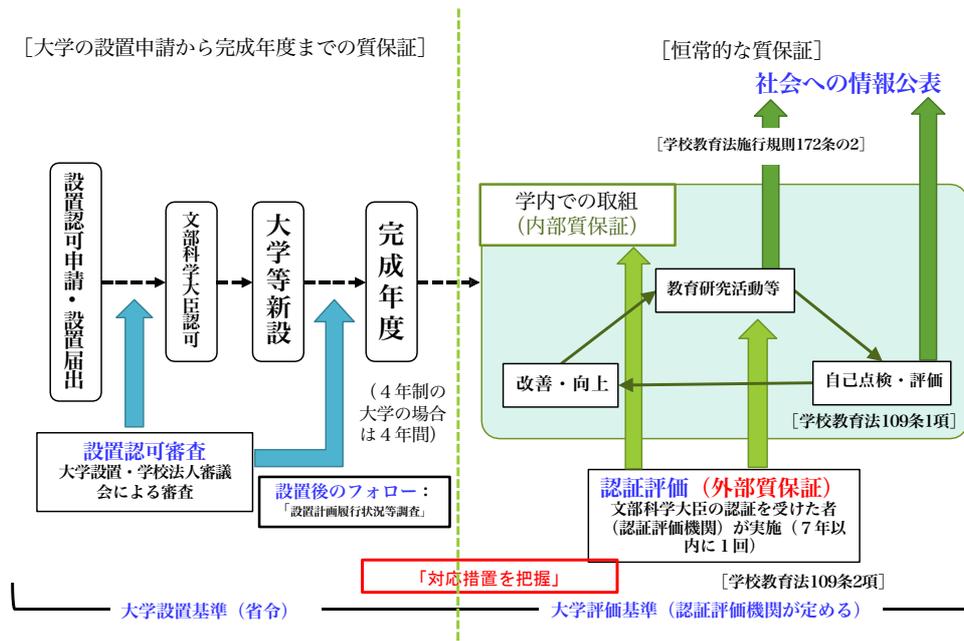


図 6 我が国の高等教育質保証システム (令和 5 年 6 月大学改革支援・学位授与機構 大学機関別認証評価等に関する説明会資料より転載)

大学はこのように国で規定されたシステムを有効活用し、教育研究活動の質を改善・向上させ、自らその質を保証するだけでなく第三者からも保証されるようにする。

現在の認証評価制度は、国公私全ての大学、短期大学、高等専門学校に対して、定期的に文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による第三者認証評価を受けることを義務付けるものであるが、大学全体に対する機関別認証評価と個別の分野に限定した分野別認証評価があり、前者は 7 年以内に一度、後者は 5 年以内に一度受けなければならないとされている。図 7 にそのことが記された学校教育法と学校教育法施行令の箇所を抜粋して示す。

学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) (令和五年四月一日施行) (令和四年法律第七十六号による改正)

第九章 大学

第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備 (次項及び第五項において「教育研究等」という。) の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者 (以下「認証評価機関」という。) による評価 (以下「認証評価」という。) を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準 (前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。) に従つて行うものとする。

学校教育法施行令 (昭和二十八年政令第三百四十号) (令和五年四月一日施行) (令和四年政令第四百三号による改正)

第五章 認証評価 (認証評価の期間)

第四十条 法第百九条第二項 (法第二百三十三条において準用する場合を含む。) の政令で定める期間は七年以内、法第百九条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

図 7 学校教育法と学校教育法施行令に定められる認証評価制度 (抜粋)

認証評価機関は、学校教育法に定められた条件に適合していなければならず、また、認証評価を行うに際し適用する大学評価基準が「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成十六年文部科学省令第七号)」、いわゆる「細目省令」(以下、細目省令と呼ぼう。)に示された事項について認証評価を行うものとして定められていることが必要となっている。したがって、認証評価は、個々の認証評価機関の定める大学評価基準を横断する共通事項として大枠が法令で定められ、それ以外の部分については個々の認証評価機関で定めることになる。図8は、学校教育法に定められる認証評価機関となるための基準を抜粋した第百十条第二項であり、その第一号には「大学評価基準及び評価方法が認証評価を的確に行うに足りるものであること」とある。図9は、大学評価基準の要件を定める細目省令における大学評価基準の一部を抜粋したものであり、大学評価の外形の基準と重点項目が示されている。

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（令和五年四月一日施行）（令和四年法律第七十六号による改正）

第九章 大学

第百十条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

② 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

- 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
- 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
- 三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
- 四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。
- 五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。
- 六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

③ 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

図8 学校教育法に定められる認証評価機関となるための基準（抜粋）

（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）

第一条 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（専門職大学及び短期大学並びに大学院を除く。）に係るものにおいては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）に、専門職大学（大学院を除く。）に係るものにおいては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）に、大学院に係るものにおいては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学（専門職短期大学を除く。）に係るものにおいては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、専門職短期大学に係るものにおいては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）に、それぞれ適合していること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
 - ロ 教育研究実施組織等に関すること。
 - ハ 教育課程に関すること。
 - ニ 施設及び設備に関すること。
 - ホ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
 - ヘ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - ト 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
 - チ 財務に関すること。
 - リ イからチまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
 - 二 前号トに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。

図9 大学評価基準の要件を定める「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）」（抜粋）

これらを満たして文部科学大臣に認証された評価機関は、現在、機関別認証評価においては、以下の5機関である²。

- 公益財団法人大学基準協会（平成16(2004)年8月31日から）
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（平成17(2005)年1月14日から）
- 一般財団法人大学・短期大学基準協会（平成17(2005)年1月14日から）
- 公益財団法人日本高等教育評価機構（平成17(2005)年7月12日から）
- 一般財団法人大学教育質保証・評価センター（令和元(2019)年8月21日から）

それぞれの認証評価機関は、大学によって任意に選択される対象であるが、設立の経緯を反映して大学の設置形態ごとに選択される傾向がある。特に、大学改革支援・学位授与機構は国立大学から選択され、大学・短期大学基準協会は短期大学から、日本高等教育評価機構は私立大学から、大学教育質保証・評価センターは公立大学から選択される傾向がある。

分野別である、専門職大学院を対象とした認証評価機関は、より多く、令和4(2022)年5月現在では、20の分野に対し、のべ23の機関である³。大学基準協会は最も多く9分野に対応している。

筆者の所属する大学改革支援・学位授与機構は、現在、以下の3種の認証評価を行っている。

- 大学機関別認証評価
- 高等専門学校機関別認証評価
- 法科大学院認証評価

機関別認証評価として、大学および高等専門学校を対象に、大学の機関別認証評価、高等専門学校の機関別認証評価、分野別の専門職大学院の認証評価として、法科大学院の認証評価を行っている。

大学改革支援・学位授与機構の実施する大学機関別認証評価

ここからは大学改革支援・学位授与機構の実施する大学機関別認証評価⁴について見ていくことにしよう。大学改革支援・学位授与機構を、以下、機構と呼ぶことにする。学校教育法第一百条第二項に定められた認証評価機関になろうとする者の条件を満たして、大学機関別認証評価の体制が作られている。機構においては、図10に示す以下の実施体制がある。

² 認証評価機関一覧（機関別）（令和6年4月1日現在）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00002-01.htm

³ 専門職大学院の認証評価機関（令和4(2022)年5月現在）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmonshoku/ninshou.htm

⁴ 巻末の「大学改革支援・学位授与機構認証評価実施要項等資料」に紹介した資料を参照せよ

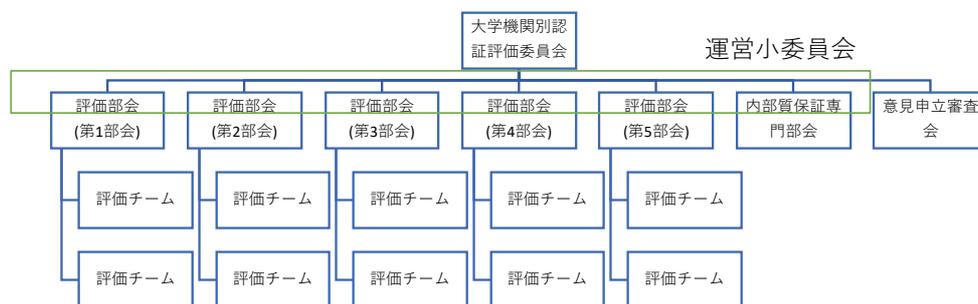


図 10 大学機関別認証評価の評価者

もっとも上位に、大学機関別認証評価委員会が置かれている。委員会は、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者から構成されている。30名以下で構成されるとされているが、令和5(2023)年6月時点では、25名の委員からなる⁵。評価委員会の下に評価部会が設置され、具体的な評価を行う。対象大学の学部等の状況に応じ、必要に応じて分野の専門家等を配置する。7年の評価周期において、繁忙期と閑散期があるため評価部会の数は年度ごとに変化する。令和3(2021)年度は繁忙期であり、5つの部会が置かれ、重複を許して第1部会から第5部会まで36名、24名、20名、18名、17名の委員で構成されていた。また、並列して、内部質保証部会、意見申立審査会が置かれる。現在は、前者9名、後者5名の委員で構成されている。評価部会の中に、対象大学ごとに主査と数人の専門委員からなる評価チームを編成する。主査は1名であるが、対象大学に応じて専門委員が3名、4名の時もあるれば、12名であるときもある⁶。評価チームには、これ以外に事務職員が数名配置される。また、評価部会長と機構教員で構成された運営小委員会が設置され、各評価部会間の横断的な事項や評価結果(原案)の調整等を行っている。令和3(2021)年度においては8名で構成されていた。

評価の方法は、細目省令に「評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること」とあることから、書面調査および訪問調査により実施することになっている。書面調査では、各大学が作成する自己評価書(根拠資料・データを含む)の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて評価を実施する。訪問調査では、教職員(責任者、一般)との面談、学生との面談、施設見学、授業見学、資料閲覧などを実施する。また、訪問調査に先駆けて、卒業(修了)生、高等学校関係者、企業関係者、自治体関係者等からの意見聴取を実施する。

大学機関別認証評価のスケジュールは、図11に示すように、評価自体は1年間の評価実施年度で設定されるが、申請手続きなどを含めれば2年掛の作業となっている。

⁵ 大学改革支援・学位授与機構 大学機関別認証評価委員会

https://www.niad.ac.jp/about/conference/evaluation_conference/daigaku.html

⁶ 内部資料による

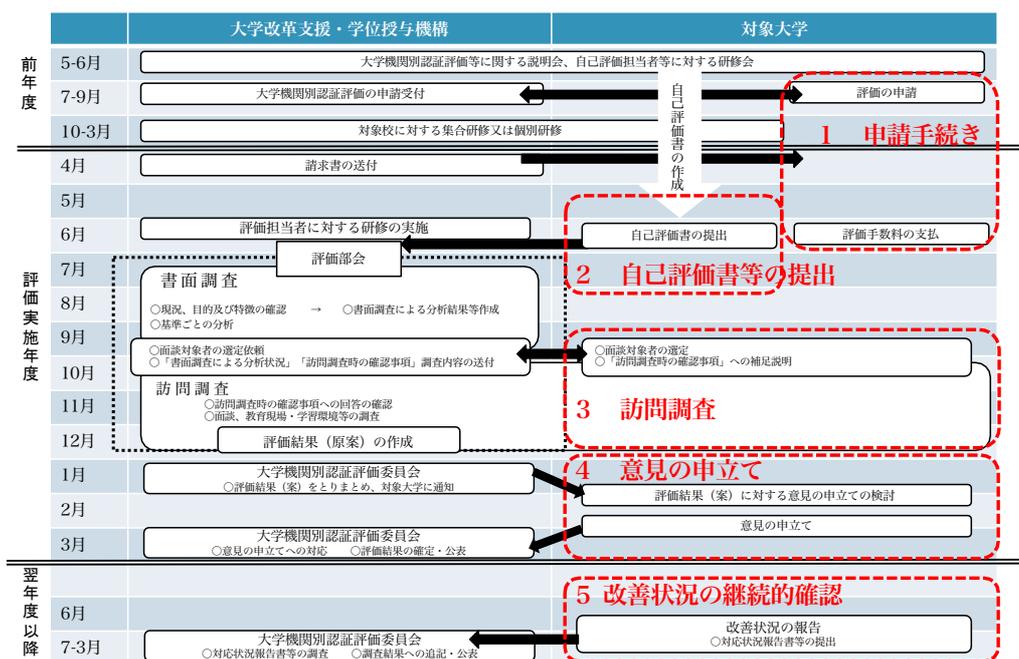


図 11 大学機関別認証評価のスケジュール（令和 5(2023)年 6 月大学改革支援・学位授与機構 大学機関別認証評価等に関する説明会資料より転載）

対象大学は申請手続き後、自己評価書等を提出する。機構においては評価部会が、大学評価基準にしたがって書面調査し、書面による分析状況を大学に送付する。また、評価部会は、訪問調査のために面談対象者の選定を依頼し、訪問調査を実施する。対象大学は訪問調査に応じ、補足説明を行う。訪問調査実施後、評価部会は、評価結果（原案）を作成する。その後、大学機関別認証評価委員会は、評価結果（案）を取りまとめ、大学に提示する。対象大学は、受け取った評価結果（案）に対し、場合によっては、意見の申し立てを行う。改善すべき事項が示された場合は、対象大学は、翌年度以降大学機関別認証評価委員会へ継続的に改善状況の報告を行う。

評価で用いられる大学評価基準は、細目省令に示された基準の枠組みにしたがって、教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、表 1 に示す通り、6 領域に分類される 27 の基準から構成されている。基準ごとに、より具体的な分析項目が設定されており、書面調査時においてはこれにしたがって分析されることになる。分析項目を含めた大学評価基準の一覧を巻末に付録 A として掲載する。

表 1 大学改革支援・学位授与機構の大学機関別認証評価に用いる大学評価基準（令和5(2023)年6月）

領域1	教育研究上の基本組織に関する基準
基準1-1	教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること
基準1-2	教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること
基準1-3	教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること
領域2	内部質保証に関する基準
基準2-1	【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること
基準2-2	【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること
基準2-3	【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること
基準2-4	教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること
基準2-5	組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること
領域3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準
基準3-1	財務運営が大学等の目的に照らして適切であること
基準3-2	管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること
基準3-3	管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること
基準3-4	教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること
基準3-5	財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること
基準3-6	大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること
領域4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準
基準4-1	教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること（教育のための附属施設、情報資源活用環境、授業外学習環境等）
基準4-2	学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること（学生支援の状況のうち、「学習支援」を除くもの）
領域5	学生の受入に関する基準
基準5-1	学生受入方針が明確に定められていること
基準5-2	学生の受入が適切に実施されていること
基準5-3	実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること
領域6	教育課程と学習成果に関する基準
基準6-1	学位授与方針が具体的かつ明確であること
基準6-2	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること
基準6-3	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること
基準6-4	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること
基準6-5	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること
基準6-6	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること
基準6-7	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること
基準6-8	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

細目省令は、大学評価基準に法令の適合性を求めており、以下に機構の大学評価基準に見られた法令をリストする。法律、政令、省令だけでなく、告示が含まれている。

- 教育基本法
- 学校教育法
- 学校教育法施行令
- 学校教育法施行規則
- 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令
- 大学設置基準
- 大学院設置基準
- 専門職大学設置基準
- 専門職大学院設置基準
- 大学通信教育設置基準
- 学位規則
- 教育公務員特例法

- 国立大学法人法
- 国立大学法人法施行規則
- 地方独立行政法人法
- 地方独立行政法人法施行令
- 地方独立行政法人法施行規則
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法
- 地方自治法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
- 教育職員免許法
- 教育職員免許法施行規則
- 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律
- 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 学校保健安全法
- 学校保健安全法施行規則
- 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成 11 年文部告第 175 号）
- 大学設置基準第 60 条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件（抄）（平成 15 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 44 号）
- 大学院 = 告示第 50 号（平成 15 年 3 月 31 日）
- 平成 15 年文部科学省告示第 53 号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）
- 平成 13 年文部科学省告示第 51 号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件）
- 平成 16 年文部科学省告示第 175 号（大学設置基準別表第一イ備考第 9 号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件）
- 「大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件」（平成 15 年文部科学省告示第 43 号）

ここまで示した大学評価基準に対し、大学図書館に関連する項目を抜粋して示そう。大学図書館が教育研究活動のさまざまな局面で間接的に教職員・学生を支援している状況は考えられるが、直接的に明示されるのは、領域 4「施設及び設備並びに学生支援に関する基準」の基準 4-1「教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること」である。大学図書館は、大学全体の中では施設及び設備の一つである。ここでは、分析項目 4-1-5 として、

- 「大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること」

とあり、分析項目 4-1-6 として、

- 「自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること」

とあり、分析項目 4-1-8(より望ましい取り組みとして分析)として、

- 「教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること」

とある。分析項目全体は 99 項目あるので、項目の数だけ見れば、わずかな部分に該当している。

分析項目 4-1-5 では、大学図書館の活用状況が直接問われている。ここでは、学術情報基盤実態調査（大学図書館編）への回答内容を根拠資料とすることが求められている。その上で、大学図書館が有効に活用されていることを示す必要がある。分析項目 4-1-6 では、大学図書館が学生の授業時間外使用の自主的学習環境として十分に整備され、効果的に利用されていれば、そのことを示す必要がある。大学図書館がグループ討議などの場を提供しているのであればここに含まれる。分析項目 4-1-8 では、大学図書館が社会からの期待に対応して行う活動に効果的に利用されている場合は、そのことを示す必要がある。一般の利用者に開放している場合は、ここに含まれる。

訪問調査時においては、大学図書館としては、教職員面談以外に、教育現場の視察および学習環境の状況調査に係る。機構の説明会資料には、教育現場の視察では、「授業や実験・実習、演習等の取組が、教育現場では実際にどのように実施されているかなど、書面調査では知り得ない、あるいは確認できなかった事項を中心に調査する。その際、授業に差し支えがないと思われる範囲で、教職員や学生等に意見や感想を求めたり、質問することもあります。」とあり、また、学習環境の状況調査として、「学習環境（例えば、図書館、教育研究施設、自主的学習のための関係の施設・設備及び学生支援施設等が想定されます。）の状況や安全・防犯面及びバリアフリー化を含め施設・設備の整備状況について、利便性や機能性等、実態を調査します。その際、各施設において、教職員や利用している学生に対して利用状況や利便性、満足度等について質問や意見を求めることがあります。また、必要に応じ情報システムなどの利用に関するデモンストレーションをお願いする場合があります。」ということであるから、実際の利用者である教職員の生の声が根拠とされ、日頃活用されている状況が多視点から評価されることが考えられる。

自己評価報告書と認証評価結果にみる大学図書館の寄与

大学が認証評価を受審するにあたって提出する自己評価報告書は、あらかじめ決められた Excel フォーマットで記入する形式であり、

- 大学の状況、目的及び特徴
- 基準ごとの自己評価

からなる。基準ごとの自己評価においては、先ほど紹介した大学評価基準に対し、領域1から領域6まで分析項目の粒度で自己評価結果を記入することになっている。その際、領域1から領域5までは、大学全体に対して、領域6「教育課程と学習成果に関する基準」に関しては、教育研究の基本組織単位である学部・研究科の単位で記入する。

分析項目ごとに、

- 分析項目に係る根拠資料・データ欄、備考、再掲の有無
- 特記事項
- 基準にかかる判断
- 優れた成果が確認できる取り組み
- 改善を要する事項

について記入する。主に、学内の根拠資料・データを用意して分析項目が十分満たされていることを示す。追加で、特に優れた成果が確認できる取り組み、もしくは、改善を要する事項を特記する。根拠資料・データは、Excel や Word の別紙様式に記入した元ファイルおよび PDF、学内資料の PDF が指定されており、そのリンクを埋め込むことになっている。自己評価書のこの形式は、それを大学の運営実績根拠資料・データに対するメタデータ記述文書と考えても差し支えないであろう。

機構の評価チーム、評価部会、大学機関別認証評価委員会は、以上の自己評価書による書面調査と訪問調査をもとに評価結果を作成し、評価報告書としてまとめる。評価報告書には、大学として総合的に判断される認証評価結果と基準ごとの評価が示される。認証評価結果には、

- 結果
- 判断の理由（適宜、改善を要する点、優れた点も示される）

が示される。また、基準ごとの評価には、

- 評価結果
- 改善を要する点
- 評価結果の根拠・理由

が示される。評価結果（案）に対する意見の申し立てがあれば、その対応が追記される。

自己評価書のページ数は、大学の学部学科などの下部組織の規模や根拠資料・データの充実度、粒度に応じてさまざまである。例えば、令和3(2021)年度に受審した国立大学は43校であり⁷、そのうち比較的規模の大きい東北大学、北海道大学、名古屋大学の例を見てみる。東北大学の自己評価書は25教育課程で133ページ、別紙様式108ファイル、根拠資料・データ919ファイルの規模となっている。同年度の北海道大学の自己評価書は、34教育課程で205ページ、別紙様式109ファイル、根拠資料・データ1050ファイルとなっている。同年度の名古屋大学の自己評価書

⁷ 令和3(2021)年度に機構が実施した大学機関別認証評価の評価結果について（令和4(2022)年3月）

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/daigaku_hyoukakekka/r_3.html

は、22 教育課程で 517 ページ、別紙様式 213 ファイル、根拠資料・データ 1165 ファイルとなっている。

大学図書館に関係するものとしては、分析項目 4-1-5「大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること」に対して、「学術情報基盤実態調査」の本体もしくは抜粋が提出されており、図書館本館および分館に分割して提出されている。一般統計としての学術情報基盤実態調査の回答が本件のために再利用されている。分析項目 4-1-6「自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること」に対しては、別紙様式となっており、自主的学習環境の一覧として、環境ごとに名称、キャンパス・棟、席数、主な設備、利用時間が事実として記される形となっている。大学図書館としては、自習スペースなどの座席数や平日以外の利用時間で利便性の程度を主張できよう。

これ以外に、名古屋大学の自己評価報告書では、分析項目 2-5-6「教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること」のなかに、「2-5-6-01_附属図書館 TA 向け講習」の資料を付して、TA(Teaching Assistant)向けに、図書館利用や図書館資料の探索について、学生への指導方法について講習を行った実績を紹介している。また、基準 6-5「学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること」において、工学部は、特記事項として「【活動取組 6-5-A】工学部・工学研究科では専攻独自の図書室を設置し、専門分野の教育・研究活動の展開を支援している。また、遠隔講義への参加を支援するために学生へのポケット WiFi 貸与を実施した。無線 LAN アクセスポイントを強化した。」と主張している。

評価結果は、以上の自己評価書と訪問調査をもとに作成され、最終的に評価報告書としてまとめられる。3つの大学とも、東北大学、北海道大学、名古屋大学で、それぞれ 34 ページ、37 ページ、32 ページであった。取り上げられた優れた取り組みは、それぞれ 4 点、2 点、2 点であった。大学図書館については、優れた点として取り上げられているものはなかった。

認証評価結果に記載される大学の優れた取り組みと大学図書館

認証評価結果に記載された対象大学の優れた取組は、認証評価機関共通の項目になっており、認証評価機関連絡協議会(Japan Network of Certified Evaluation and Accreditation Agencies (JNCEAA))⁸のウェブサイトに、認証評価の評価結果とともに評価結果に記載された優れた取組のリストが公表されている。認証評価機関連絡協議会は、平成 23(2011)年に「我が国の高等教育の質の保証と認証評価の充実に向けた関係者間の意識の醸成を図るとともに、認証評価機関間の連携及び情報の共有を促進すること」を目的に結成された組織である。優れた取り組みのリストは、アイテムごとに対象大学の名称、評価機関、テーマ、優れた取組(100 文字程度)が記入さ

⁸ 認証評価機関連絡協議会ウェブサイト <https://jncaa.jp>

れている。テーマとは、ここでは大学評価基準の項目を指しており、認証評価機関ごとの表現の違いを吸収している。

高等教育政策において、認証評価における優れた取り組み事例を特段に重要視していることが明確に示されている。中央教育審議会大学分科会の「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」(平成 28(2016)年 3 月 18 日中央教育審議会大学分科会)では、「認証評価機関においては、各大学の独自の取組や、大学に共通する課題についての特に優れた取組を明らかにするなど各大学の特色ある教育研究活動を進展させるような評価に取り組むとともに、評価結果の記載方法の工夫等により当該評価結果を社会一般に対して分かりやすく発信していくことが求められる。また、評価において明らかになった特に優れた取組については、社会への発信はもとより、他の大学への波及効果も考えられることから、積極的に公表していくべきである」と言及している。

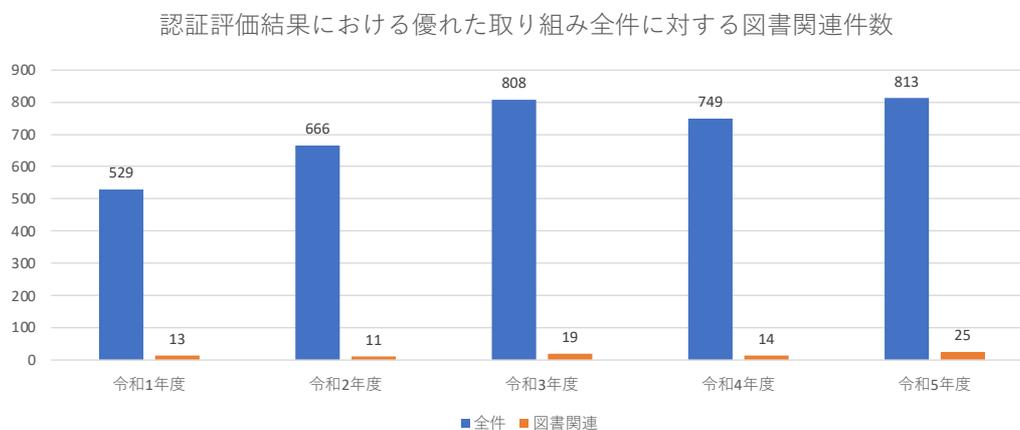


図 12 認証評価結果に記載される大学の優れた取り組みの件数と大学図書館関連件数

図 12 は、認証評価 3 巡目(平成 30(2018)年から令和 6(2024))のうち、令和元(2019)年から令和 5(2023)年度の 5 年間の優れた取り組みのリストを対象に全件数を数えた結果である。協議会に参加する認証評価機関の機関別認証評価と分野別認証評価の結果が含まれている。また、大学図書館に関係したものの件数も合わせて数えた。大学図書館に関係するものかどうかの判断は、ここでは単純に優れた取組の記述に”図書”の文字が入っていることを条件とし、それを抽出した。

“図書”に関係した優れた取り組みのうち、具体的な記述をリストして、年度ごと巻末の付録 B に掲載した。全体を見渡して、大学の施設・設備としての大学図書館が、

- 24 時間開館など利便性の拡大、
- 学生の教育の一環として、学生を取り込んだ大学図書館活動、
- 社会に対する図書館を介した教育研究成果の提供やサービスの提供、

をしている場合に優れた取り組みとして評価されていることが見て取れる。また、筆者の所属する大学改革支援・学位授与機構による認証評価結果では、表 2 の 2 件だけであった。大学図書館に関係するキーワードとして“図書”以外にオープンアクセスやオープンサイエンスも考えられたが、それに該当するものは見当たらなかった。

表 2 大学改革支援・学位授与機構の認証評価結果に見る大学図書館における優れた取組の事例（令和元(2019)年実施の機関別認証評価）

名称	評価機関	テーマ	優れた取組
1 豊橋技術科学大学	大学改革支援・学位授与機構	内部質保証が優れて機能している点	○アンケート調査、キャンパスマスタープランワークショップ等によって学生からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行い、図書館の改修や、キャンパスマスタープランの改正を行う等、その意見を反映した取組を行っている。また、TUTグローバルハウスの新設にあたっては、学生及び教職員を対象にアイデア募集を行い、「平面等計画」部門最優秀賞作品のアイデアを設計に取り入れている。
2 豊橋技術科学大学	大学改革支援・学位授与機構	基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	○キャンパスマスタープランに基づき、多文化共生グローバルキャンパスの核として、図書館1階を「マルチプラザ」として整備し、学生・教職員・企業・地域の交流の場に広く活用するとともに、図書館の入館者数の増加にもつなげている。

認証評価機関における大学評価基準は大枠として細目省令における共通の基準を満たすものの、細部に至っては認証評価機関ごとにありさまざまである。大学図書館に関する事項に限定しても、大学図書館の状況を説明するのに必要な分析項目は、異なる認証評価機関間だけでなく認証評価制度のサイクルによっても差異があることが確認できる[高池(2016)]。認証評価結果における大学の優れた取組のリストに対しては、大学図書館の評価のされ方に違いがある可能性があり、そのことを注意して見ていく必要がある。

大学図書館の取り組みの現状と認証評価への寄与可能性

さて、ここまで大学評価や認証評価制度について見てきた。実は、これらは文部科学省高等教育局の担当であり、大学図書館行政の担当である文部科学省研究振興局[三浦(2004)]とは異なっている。また、大学図書館に関する政策提言は、研究振興局の科学技術・学術審議会が行なっている。これまで見てきた中央教育審議会とは出所が異なっている。

そこで、ここでは大学図書館に関する最近の政策を確認しよう。科学技術・学術審議会情報委員会のもと、オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会は、令和 5(2023)年 1 月 25 日に「オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について（審議のまとめ）」を提言している。

提言では、オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について、次のように示している（図 13）。「大学図書館は、これまで、大学における学生の学習や大学が行う高等教育と学術研究活動全般を支える重要な学術情報基盤として、社会全体におけるデジタル化の進展と学術情報流通の変化に対応しつつ、学術情報の体系的な収集・蓄積・公開や、大学における教育・研究に対する支援などの役割・機能を担ってきた」とし、これを大学図書館機能とした。また、「世界的に加速するオープンサイエンスの潮流の中、研究データをはじめとした、新たなコンテンツの管理、サービスの提供が求められてきている」とし、昨今の大学図書館機能の拡大の必要性を指摘した。

このような状況を踏まえて、大学図書館機能のデジタル化を前提とした、これからの「デジタル・ライブラリー」が必要であり、学術情報の更なる充実や流通を促し、大学全体の教育・研究の活性化につながることを期待されているとした。

各大学図書館は、これからの「デジタル・ライブラリー」を実現するため、

- (1) 今後の大学図書館に求められる教育・研究支援機能や新たなサービスについて
- (2) 上記支援機能やサービスを実現するための、情報科学技術及び「場」としての大学図書館の効果的な活用について
- (3) 上記機能やサービスの実現に求められる人材について
- (4) 大学図書館間の効果的な連携について

の4つの観点を設定して、現在求められる大学図書館機能を検討・検証して、各大学のミッションに沿って、優先的に扱うべき課題から取り組むこととする、と提言した。

3. むすびに

大学図書館は、これまで、大学における学生の学習や大学が行う高等教育と学術研究活動全般を支える重要な学術情報基盤として、社会全体におけるデジタル化の進展と学術情報流通の変化に対応しつつ、学術情報の体系的な収集・蓄積・公開や、大学における教育・研究に対する支援などの役割・機能を担ってきた。加えて、現在、大学図書館には、教育・研究活動のDXの促進や今般の新型コロナウイルス感染症拡大、また、世界的に加速するオープンサイエンスの潮流の中、研究データをはじめとした、新たなコンテンツの管理、サービスの提供が求められてきている。

このような状況の中、大学図書館機能のデジタル化を前提とした、これからの「デジタル・ライブラリー」には、学術情報の更なる充実や流通を促し、大学全体の教育・研究の活性化につながることを期待されている。また、研究データや教材といった教育・研究のDXの中で新たに着目されているコンテンツは、大学図書館だけで取り扱うものではないため、関係部署も含め大学全体として取り組む必要がある。このように、本審議のまとめで取り上げられている事項については、単に大学図書館の関係者のみならず、大学執行部においても共有され、全学的な取組として対応されるべきものである。その際、大学図書館には、主体となって企画・試行を行い、その知見を共有することが期待される。

各大学図書館は、これからの「デジタル・ライブラリー」を実現するため、先に述べたように、次期科学技術・イノベーション基本計画が終了する2030年度を用途に、上記(1)から(4)で示した4つの項目の観点でオープンサイエンス時代に求められる大学図書館機能を検討・検証し、各大学のミッションに沿って、優先的に扱うべき課題から取り組むこととする。

図 13 「オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について (審議のまとめ)」(令和5(2023)年1月25日科学技術・学術審議会情報委員会オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会 報告) (抜粋)

大学図書館機能のデジタル化は、令和6(2024)年4月1日に施行された大学設置基準にも現れる。これまで大学図書館にかかる上記規則は紙の図書を前提としたものであったが、この改訂で、資料の電子化を前提としたものに書き変わった。図 14 は、大学設置基準の図書館に関する記述の抜粋である。この記述は、先の検討部会の提言と意を一にするものと理解できる。

第八章 校地、校舎等の施設及び設備等

(校舎)

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。

- 2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。
- 3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。
- 4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

(教育研究上必要な資料及び図書館)

第三十八条 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。

- 2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。
- 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。

図 14 改訂された大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（令和六年四月一日施行）資料の電子化を前提とする図書館関係（抜粋）

以上のことを踏まえれば、大学図書館が認証評価へ貢献するには、制度的な文脈の違いを乗り越えて対応する必要性があることがわかる。大学評価は、これまで見てきたように高等教育行政（文部科学省高等教育局）の文脈において制度化されてきた。大学図書館は、研究振興行政（文部科学省研究振興局）の文脈において提言に示されるように、それぞれの大学のミッションの中で大学図書館機能の実現に向けた取り組みを促進することとした。2つの行政の文脈が同時に成り立つように咀嚼して自らの活動を規定していくとすれば、大学図書館は、大学の執行部と協働していく経営者目線を新たに備え、一方でこれまでどおり自らの専門性を追求する姿勢を貫く必要があることがわかる。

大学評価においては、大学図書館は、高等教育の文脈の中に自らを位置付けて、大学図書館および大学の存在価値を主張していかなければならないことは事例を通して見てきた。これからの大学評価においては、教育の内部質保証に加えて、学修者本位の教育環境の整備、学習成果の適切な把握及び評価、継続的な研究成果の創出のための環境整備が謳われている。大学評価においては、これらの文脈に対応した、大学図書館機能の説明が必要となる。

おわりに

高等教育行政の重要な施策として位置付けられる大学評価制度は、我が国の大学に対する政治的帰結として制度づけられ、制度そのものが時勢に対応して変化していくことに常にさらされている。我が国における大学の存在意義、各大学の建学の精神を具現化して、理想に向かってなお一層自律的な大学経営が行われていく中で、高等教育質保証システムの一角を担う大学評価制度は、大学が社会との対話を通して進化していくことを要請された所以である。

大学図書館職員は、大学評価制度においては、大学経営を行う執行部とともに教育研究に対する強い情熱を持ち、大学の構成員として自らの専門性を自覚し自己研鑽を重ね、大学評価活動を通して、大学の存在意義、図書館の存在意義を社会に主張していく必要がある。

参考文献

日本の大学評価の制度化に基づく論考

- 大崎仁(1999),『大学改革1945～1999』,有斐閣
- 川口 昭彦(2005),平成の教育改革：国立大学法人化と評価文化(<特集>国立大学法人化),情報の科学と技術,55 巻 12 号 p.518-521
- 川口 昭彦(2006),独立行政法人大学評価・学位授与機構編,『大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法－』,株式会社ぎょうせい
- 川口昭彦(2009),独立行政法人大学評価・学位授与機構編,『大学評価文化の定着－大学が知の創造・継承基地となるために－』,株式会社ぎょうせい
- 日本高等教育学会編(2020),「大学評価その後の20年」,高等教育研究第23集,玉川大学出版部

大学の社会的役割からみた大学評価

- 喜多村和之(1988),大学評価の可能性についての考察,広島大学大学教育研究センター大学論集,第18集,p.53-74
- 喜多村和之(1991),「大学評価」の展開：臨教審から大学審まで,放送教育開発センター研究紀要,巻6,p.65-83
- 大南 正瑛,清水 一彦,早田 幸政(編集)(2003),『大学評価文献選集』,エイデル研究所
- 土屋俊(2023),「大学評価と大学図書館」(講義資料),令和5年度大学図書館職員長期研修,筑波大学,令和5年7月3日～7月14日オンライン開催

大学評価における大学図書館

- 山野井敦徳(1999),大学における研究評価(研究評価の方法論),情報の科学と技術,49 巻 11 号 p.563-570
- 山本和雄(2001),千葉大学附属図書館の第三者評価について(<特集>図書館の統計と評価),情報の科学と技術,51 巻 6 号 p.324-327
- 三浦春政(2004),国立大学法人化と大学図書館,大学図書館研究,2004,70 巻, p.9-12
- 永田治樹(2005),大学評価と図書館評価(<特集>国立大学法人化),情報の科学と技術,55 巻 12 号 p.541-545
- 市古みどり(2008),LibQUAL+(R)の実施に向けて,薬学図書館,53(3),p.266-270

- 三浦逸雄(2009), 大学図書館にとって評価とは何か, <特集>図書館サービス評価:LibQUAL+, MediaNet, No.16, p.3-6
- 高池宣彦(2016), 大学認証評価における大学図書館の評価—認証評価機関の評価基準と評価結果を中心に, Library and Information Science 75: 1-36

文部科学省審議会答申等

大学評価にかかる内閣府（総理府）答申等

- 「教育改革に関する第 2 次答申」(昭和 61(1986)年 4 月 23 日臨時教育審議会(臨教審)答申)

大学評価にかかる文部（科学）省高等教育局答申等

- 「大学教育の改善について」(平成 3(1991)年 2 月大学審議会**答申**)
- 「21 世紀の大学像と今後の改革方策について —競争的環境の中で個性が輝く大学—」(平成 10(1998)年 10 月 26 日大学審議会**答申**)
- 「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」(平成 14(2002)年 8 月中央教育審議会**答申**)
- 「我が国の高等教育の将来像」(平成 17(2005)年 1 月 28 日中央教育審議会**答申**)
- 「学士課程教育の構築に向けて」(平成 20(2008)年 12 月 24 日中央教育審議会**答申**)
- 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」(平成 24(2012)年 8 月中央教育審議会**答申**)
- 「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」(平成 28(2016)年 3 月 18 日中央教育審議会大学分科会 **報告**)
- 「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成 30(2018)年 11 月 26 日中央教育審議会**答申**)
- 「教学マネジメント指針」(令和 2(2020)年 1 月 22 日中央教育審議会大学分科会 **報告**)
- 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」(審議まとめ)(令和 4(2022)年 3 月 18 日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会 **報告**)
- 「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について」(審議まとめ)(令和 5(2023)年 2 月 24 日中央教育審議会大学分科会 **報告**)

大学図書館にかかる文部科学省研究振興局答申等

- 「大学図書館の整備について(審議のまとめ)—変革する大学にあって求められる大学図書館像—」(平成 22(2010)年 12 月
科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会 **報告**)

- 「オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について（審議のまとめ）」（令和5(2023)年1月25日
科学技術・学術審議会情報委員会オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会 報告)

大学改革支援・学位授与機構認証評価実施要項等資料

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/ce_un_outline/

大学改革支援・学位授与機構 大学機関別認証評価実施大綱等（令和6(2024)年度実施分）

- 実施大綱
- 大学評価基準
- 実施評価実施要項
- 別紙様式、根拠資料・データについて
- 評価実施手引書
- 訪問調査実施要項
- 追評価実施要項

「大学機関別認証評価等に関する説明会」及び「令和6年度に実施する大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会」の資料について（令和5(2023)年6月）

- 大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価について(説明会資料)
- 基準ごとの分析を行う際の手順等について(研修会資料1)
- 内部質保証の状況についてーこれまでの評価を通じてー(研修会資料2)
- 大学機関別認証評価の申請手続き等について(研修会資料3)

令和6年度実施分【大学機関別認証評価】

- 自己評価書様式（令和5(2023)年5月改訂）（Excel形式等）
- 認証評価共通基礎データ様式（改正前基準（令和5(2023)年5月改訂）：Excel形式／改正後基準（令和6(2024)年3月改訂）：Excel形式）

対応状況報告書

- 改善状況の継続的確認に係る対応状況報告書の提出について
- 対応状況報告書様式（Word形式）

大学図書館職員長期研修の歴代「大学評価と大学図書館」講義（平成8(1996)年度以降を確認）

- 土屋俊(2023), 「大学評価と大学図書館」(講義資料), 令和5年度大学図書館職員長期研修, 筑波大学
- 土屋俊(2022), 「大学評価と大学図書館」(講義資料), 令和4年度大学図書館職員長期研修, 筑波大学
- 土屋俊(2021), 「大学評価と大学図書館」(講義資料), 令和3年度大学図書館職員長期研修, 筑波大学
- 土屋俊(2019), 「大学評価と大学図書館」(講義資料), 令和元年度大学図書館職員長期研修, 筑波大学
- 土屋俊(2018), 「大学評価と大学図書館」(講義資料), 平成30年度大学図書館職員長期研修, 筑波大学
- 土屋俊(2017), 「大学評価と大学図書館」(講義資料), 平成29年度大学図書館職員長期研修, 筑波大学
- 土屋俊(2016), 「大学評価と大学図書館」(講義資料), 平成28年度大学図書館職員長期研修, 筑波大学
- 土屋俊(2015), 「大学評価と大学図書館」(講義資料), 平成27年度大学図書館職員長期研修, 筑波大学
- 土屋俊(2014), 「大学評価と大学図書館」(講義資料), 平成26年度大学図書館職員長期研修, 筑波大学
- 土屋俊(2013), 「大学評価と大学図書館」(講義資料), 平成25年度大学図書館職員長期研修, 筑波大学
- 土屋俊(2012), 「大学評価と大学図書館」(講義資料), 平成24年度大学図書館職員長期研修, 筑波大学
- 土屋俊(2011), 「大学評価と大学図書館」(講義資料), 平成23年度大学図書館職員長期研修, 筑波大学
- 山内芳文(2010), 「大学評価と大学図書館」(講義資料), 平成22年度大学図書館職員長期研修, 筑波大学
- 山内芳文(2009), 「大学評価と大学図書館」(講義資料), 平成21年度大学図書館職員長期研修, 筑波大学
- 山内芳文(2008), 「大学評価と大学図書館」(講義資料), 平成20年度大学図書館職員長期研修, 筑波大学
- 川口昭彦(2005), 「大学の認証・評価制度」(講義資料), 平成17年度大学図書館職員長期研修, 国立オリンピック記念青少年総合センター

- 神山弘(2003), 「大学改革の推移」,平成 15 年度大学図書館職員長期研修, 国立オリンピック記念青少年総合センター
- 神山弘(2002), 「大学改革の推移」,平成 14 年度大学図書館職員長期研修, 国立オリンピック記念青少年総合センター
- 神山弘(2001), 「大学改革の推移」,平成 13 年度大学図書館職員長期研修, 学術総合センター
- 森下拓道(2000), 「大学改革について」,平成 12 年度大学図書館職員長期研修, 国立オリンピック記念青少年総合センター
- 南新平(1999), 「大学改革と大学図書館」(講義資料) 大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(概要),平成 11 年度大学図書館職員長期研修, 国立オリンピック記念青少年総合センター
- 南新平(1998), 「大学改革と大学図書館」,平成 10 年度大学図書館職員長期研修, 国立オリンピック記念青少年総合センター
- 村上尚久(1997), 「大学改革と大学図書館」,平成 9 年度大学図書館職員長期研修, 国立オリンピック記念青少年総合センター

付録A 大学改革支援・学位授与機構の大学評価基準（分析項目まで）（令和5(2023)年6月）

領域1		教育研究上の基本組織に関する基準
	基準1-1	教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること
	分析項目1-1-1	学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること
	基準1-2	教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること
	分析項目1-2-1	大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること
	分析項目1-2-2	教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと
	基準1-3	教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること
	分析項目1-3-1	教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること
	分析項目1-3-2	教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること
	分析項目1-3-3	全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること
領域2		内部質保証に関する基準
	基準2-1	【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること
	分析項目2-1-1	大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制(以下、「機関別内部質保証体制」という。)を整備していること
	分析項目2-1-2	それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること
	分析項目2-1-3	施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること
	分析項目2-1-4	(より望ましい取組として分析) 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること
	基準2-2	【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること
	分析項目2-2-1	それぞれの教育課程の3ポリシーについて、機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること
	分析項目2-2-2	教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること
	分析項目2-2-3	施設及び設備、学生並びに支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること
	分析項目2-2-4	機関別内部質保証体制において、関係者(学生、卒業生、卒業生の主な雇用者等)から意見を聴取する仕組みを設けていること
	分析項目2-2-5	機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること
	分析項目2-2-6	機関別内部質保証体制において立案、提案、承認された計画を実施する手順が定められていること

	分析項目 2-2-7	機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること
基準 2-3		【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること
	分析項目 2-3-1	自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること
	分析項目 2-3-2	(より望ましい取組として分析) (インスティテューショナル・リサーチの取組が内部質保証を効果的にしている)機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること
	分析項目 2-3-3	(より望ましい取組として分析) (意見聴取が内部質保証を効果的にしている)機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること
	分析項目 2-3-4	(より望ましい取組として分析) (法令による評価、分野別評価などの結果が内部質保証で活用されている)質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること
基準 2-4		教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること
	分析項目 2-4-1	学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、分析項目 2-1-1 で明示された機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること
基準 2-5		組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること
	分析項目 2-5-1	教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること
	分析項目 2-5-2	教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること
	分析項目 2-5-3	評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること
	分析項目 2-5-4	授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント (FD) を組織的に実施していること
	分析項目 2-5-5	教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者 (教育補助者) が配置され、それらの者が適切に活用されていること
	分析項目 2-5-6	教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者 (教育補助者) が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること
領域 3		財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準
基準 3-1		財務運営が大学等の目的に照らして適切であること
	分析項目 3-1-1	毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること
	分析項目 3-1-2	教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること
基準 3-2		管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること
	分析項目 3-2-1	大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること
	分析項目 3-2-2	法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること
	分析項目 3-2-3	(より望ましい取組として分析) 研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること
基準 3-3		管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

	分析項目 3-3-1	管理運営を円滑に行うための組織が、適切な規模と機能を有していること
	分析項目 3-3-2	(より望ましい取組として分析) 教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること
基準 3-4		教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること
	分析項目 3-4-1	教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること
	分析項目 3-4-2	管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント (SD) を実施していること
基準 3-5		財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること
	分析項目 3-5-1	監事が適切な役割を果たしていること
	分析項目 3-5-2	会計監査人による監査が実施されていること
	分析項目 3-5-3	独立性が担保された主体により内部監査を実施していること
	分析項目 3-5-4	監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間の情報共有を行っていること
基準 3-6		大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること
	分析項目 3-6-1	法令等が公表を求める事項を公表していること
領域 4		施設及び設備並びに学生支援に関する基準
基準 4-1		教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること (教育のための附属施設、情報資源活用環境、授業外学習環境等)
	分析項目 4-1-1	教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること
	分析項目 4-1-2	法令が定める実習施設等が設置されていること
	分析項目 4-1-3	施設・設備における安全性について、配慮していること
	分析項目 4-1-4	教育研究活動を展開する上で必要な I C T (Information and Communication Technology) 環境を整備し、それが有効に活用されていること
	分析項目 4-1-5	大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること
	分析項目 4-1-6	自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること
	分析項目 4-1-7	(より望ましい取組として分析) 研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること
	分析項目 4-1-8	(より望ましい取組として分析) 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動 (例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動) に効果的に利用されていること
基準 4-2		学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること (学生支援の状況のうち、「学習支援」を除くもの)
	分析項目 4-2-1	学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること
	分析項目 4-2-2	学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること
	分析項目 4-2-3	留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること

	分析項目 4-2-4	障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること
	分析項目 4-2-5	学生に対する経済面での援助を行っていること
領域 5		学生の受入に関する基準
基準 5-1		学生受入方針が明確に定められていること
	分析項目 5-1-1	学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること
基準 5-2		学生の受入が適切に実施されていること
	分析項目 5-2-1	学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること
	分析項目 5-2-2	学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること
基準 5-3		実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること
	分析項目 5-3-1	実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと
領域 6		教育課程と学習成果に関する基準
基準 6-1		学位授与方針が具体的かつ明確であること
	分析項目 6-1-1	学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること
基準 6-2		教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること
	分析項目 6-2-1	教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること
	分析項目 6-2-2	教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること
基準 6-3		教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること
	分析項目 6-3-1	教育課程の編成が、体系的性を有していること
	分析項目 6-3-2	授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること
	分析項目 6-3-3	他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること
	分析項目 6-3-4	大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること
	分析項目 6-3-5	専門職大学院又は専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること
	分析項目 6-3-6	連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること
基準 6-4		学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること
	分析項目 6-4-1	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること

	分析項目 6-4-2	各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。10 週又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること
	分析項目 6-4-3	シラバスに授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載され、学生に対して明示されていること。
	分析項目 6-4-4	教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること
	分析項目 6-4-5	専門職大学院においては、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を設けていること
	分析項目 6-4-6	大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第 14 条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合には、法令に則した実施方法となっていること
	分析項目 6-4-7	薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること
	分析項目 6-4-8	教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること
	分析項目 6-4-9	夜間において授業を実施している課程を置いている場合には、配慮を行っていること
	分析項目 6-4-10	通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること
	分析項目 6-4-11	専門職学科においては、授業を行う学生数が法令に則していること
基準 6-5		学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること
	分析項目 6-5-1	学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること
	分析項目 6-5-2	学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること
	分析項目 6-5-3	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること
	分析項目 6-5-4	障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること
	分析項目 6-5-5	（より望ましい取組として分析）正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること
基準 6-6		教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること
	分析項目 6-6-1	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること
	分析項目 6-6-2	成績評価基準を学生に周知していること
	分析項目 6-6-3	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること
	分析項目 6-6-4	成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること
基準 6-7		大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること
	分析項目 6-7-1	大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業修了要件」という。）を組織的に策定していること
	分析項目 6-7-2	大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定していること
	分析項目 6-7-3	策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること

	分析項目 6-7-4	卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること
	分析項目 6-7-5	専門職学科においては、法令に則して卒業要件が定められていること
基準 6-8		大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること
	分析項目 6-8-1	標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること
	分析項目 6-8-2	就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること
	分析項目 6-8-3	卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること
	分析項目 6-8-4	卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること
	分析項目 6-8-5	就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること
	分析項目 6-8-6	（より望ましい取組として分析）教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること

付録B 認証評価結果における大学等の優れた取り組みについて（“図書”の文字列の入った取組を抜粋）

令和5(2023)年度実施の認証評価結果

名称	評価機関	テーマ	優れた取組
1 北里大学	大学基準協会	教育研究等環境	○相模原キャンパスにおいて、医療系学部（薬・医・看護・医療衛生）による横断的な「チーム医療教育」のための施設として「臨床教育研究棟（IPE棟）」を新設し、診察や手術の模擬演習を実施できる「スキルラボ」や「チーム医療演習室」を設け、臨床教育等に活用するのみならず、図書館や自習室、食堂も併設し、授業内外で多職種の交流の機会を創出することで医療系学部（薬・医・看護・医療衛生）による横断的な教育研究の充実発展を推進している。チーム医療に貢献する医療従事者の人材育成拠点として期待できるとともに、2024年を目途に当該施設を附属病院、看護学部棟及び医学部棟の中心に位置づけ各施設と接続することを予定するなど、大学の学部構成を活用して効果的な教育を実施するためのキャンパス整備を行っていることは評価できる。
2 宇部フロンティア大学	日本高等教育評価機構	2-5.学修環境の整備	○図書館では、スチューデントワーカーの活用、学外館連携事業、学生協働活動、宇部市立図書館職員との意見交換会の実施といったさまざまな取組を行っており、それらの活動に学生が積極的に参加している点は高く評価できる。
3 国立音楽大学	日本高等教育評価機構	2-5.学修環境の整備	○附属図書館や楽器学資料館は音楽を専門とする大学として充実した資料を擁しており、この資料を活用した授業や市民向け講座も実施されている点は評価できる。
4 周南公立大学	日本高等教育評価機構	2-2.学修支援	○図書館内に設けられたピアサポートセンターで学生サポーターが留学生を含む後輩学生の学修や学生生活を支援する体制を整えており、サポートを受けている学生の学修や学生生活の質の向上につながっていることは評価できる。
5 東亜大学	日本高等教育評価機構	2-5.学修環境の整備	○下関市内の5高等教育機関で締結する「下関市内5高等教育機関附属図書館相互利用協定」に基づき、5機関に在籍する学生が相互に図書館を利用できる点は評価できる。
6 東京家政学院大学	日本高等教育評価機構	2-5.学修環境の整備	○大学独自の取組みである「書店ツアー」は、学生の目線で見つけさせ、「学生に身近な図書館」を目指した試みとして評価できる。
7 桐朋学園大学	日本高等教育評価機構	2-2.学修支援	○図書館に音楽学で修士号を取得した専門的知識を有する職員を配置し、論文執筆に取組む学生の学修支援をしていることは評価できる。
8 桐朋学園大学	日本高等教育評価機構	2-5.学修環境の整備	○調布キャンパスの図書館では、ICゲートと自動貸出機を導入し、職員や委託スタッフが退勤した後でも学生が図書館資料やデータベースが利用できる点は高く評価できる。
9 盛岡大学	日本高等教育評価機構	2-2.学修支援	○図書館利用を促進するために、親しみやすいキャラクターを用いていること、「図書館学生サポーター」を導入していること、レポート及び論文作成の入門書として「図書館指南書」を作成し、学内の学びと図書館の活用の工夫との連携を図っていることは高く評価できる。
10 千葉経済大学	大学・短期大学基準協会	基準II 教育課程と学生支援	○職業意識を高めるためのキャリア別コース制は、入学時のガイダンス等を通じて効果的にその主旨が学生に伝えられており、また各種のゼミと連動して効果的に運用されている。また、本コース制を支える資料や学習環境が総合図書館内に整備されており、正規の教育課程だけでなく、資格取得やキャリア支援のための取組みとして充実している。
11 神戸市外国語大学	大学教育質保証・評価センター		○図書館に各専攻言語に通じた語学司書を配置して教員と連携したゼミガイダンスを実施しているほか、ラーニングコモンズに大学院生であるラーニングアドバイザー（LA）を配置し、語学司書である担当職員が協働して様々な学習支援を行うなど、図書館による学習支援活動に精力的に取り組んでいる。
12 宇部フロンティア大学短期大学部	日本高等教育評価機構	2-5.学修環境の整備	○図書館では、スチューデントワーカーの活用、学外館連携事業、学生協働活動、宇部市立図書館職員との意見交換会の実施といったさまざまな取組を行っており、それらの活動に学生が積極的に参加している点は高く評価できる。

13	共愛学園前橋国際大学短期大学部	大学・短期大学基準協会	基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	○学長は学生との意見交換会を実施し、そこで得られた意見や要望に迅速に対応している。また、アクティブラーニングスペースや図書館のリノベーションに際しては、学生をプロジェクトチームに加え、学生の意見を反映させる取組みを行うなど、協調型リーダーシップを発揮している。
14	高崎商科大学短期大学部	大学・短期大学基準協会	基準Ⅱ 教育課程と学生支援	○図書館利用促進のために「ビブリオバトル」の企画運営、ウェブサイト上の書店とのコラボによる「リアル本棚」の設置、ゼミごとにゼミ関連書籍を展示する「ゼミ棚」の運営など、学生を交えた工夫があり、学生が図書館を身近に感じて入りやすい効果を生み出している。
15	国際短期大学	大学・短期大学基準協会	基準Ⅲ 教育資源と財的資源	○学生に対し、学内での貸出用パソコンの整備に加え、自宅でオンライン授業に対応できる無料貸出用パソコンも整備し、学生の学習機会を確保している。また、学生の自習の場として利用されている図書館にもパソコンが設置され、コンピュータ教室を除くパソコンの整備台数は、収容定員の半数近くをカバーし、希望者全員に行き渡る状態になっている。
16	東京家政大学短期大学部	大学・短期大学基準協会	基準Ⅲ 教育資源と財的資源	○板橋キャンパスの図書館では、新入生図書館ツアーや必修科目「自校・初年度教育科目」で活用される動画・PDF等で図書館利用を促している。さらに、「東京家政大学十進分類表(TKDC)」に基づき、学生が保育・栄養分野の書籍にアクセスしやすいよう配架するとともに、閲覧和室や絵本コーナー等が学生に広く利用されている。
17	東京歯科大学短期大学	大学・短期大学基準協会	基準Ⅲ 教育資源と財的資源	○学生は3つのキャンパスに設置されている付属施設(病院)で臨床・臨地実習を行っているが、いずれのキャンパスにも図書館が設置されており、臨床・臨地実習で生じた疑問等の解決に大きな役割を果たしているほか、歯科医師、歯科衛生士だけでなく医師である医科系教員、看護師、薬剤師等医療系職員も多く利用できる施設となっている。
18	東邦音楽短期大学	大学・短期大学基準協会	基準Ⅱ 教育課程と学生支援	○「文京図書館ラーニングcommons」において、音楽専門の学生に対応した計画的な購入や運用を行っており専門的なニーズにきめ細かく対応している。
19	名古屋女子大学短期大学部	大学・短期大学基準協会	基準Ⅱ 教育課程と学生支援	○併設大学と共有する図書館は充実しており、特に図書館との連携による読書推進活動「私の人生本棚～目指せ7305p～」を実施し、読書推進活動の成果として、目標ページ数読了者及び1年間の読書量が多かった学生を表彰する取組みや、併設大学も含めた共同プロジェクトとして、「名女大読書プロジェクト」を展開するなど、読書習慣の醸成のための支援がなされている。
20	大分短期大学	大学・短期大学基準協会	基準Ⅲ 教育資源と財的資源	○専任教員は、学生の学習成果である園芸研究(卒業論文)に十分な教授時間を割いており、その結果は、製本のうえ図書館に所蔵し、後輩の学習成果獲得の一助となっている。
21	沖縄キリスト教短期大学	大学・短期大学基準協会	基準Ⅲ 教育資源と財的資源	○図書館職員は、全学科対象の「ビブリオバトル」の開催、保育科教員と連携して実施する、保育科2年次対象の「絵本読み聞かせ講座」、新入生対象の「図書館ツアー」等、教員や関係部署の協力を得ながら学習成果の獲得が向上するよう工夫している。
22	千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科会計ファイナンス専攻	国際会計教育協会	学習環境と学習支援	○学習室が学内に複数設置されているほか、大学図書館においても学習する部屋が設けられており、個人学習及びグループ学習に十分な学習環境が整えられている。
23	天使大学大学院助産研究科助産専攻	日本助産評価機構	6-3 図書館の整備(基準6-3-1)	○電子ジャーナルや学術データベースが充実している。貸出の多い教科書も複数冊配架するなど、学生にとって利便性が高い。学生の価値観を醸成するための選書や展示が行われており、魅力的な図書館となる工夫がなされている。
24	大阪工業大学大学院知的財産研究科知的財産専攻	大学基準協会	教育課程・学習成果、学生	○個人用ブースを含む院生研究室、専門的な文献を豊富に備えた専用図書室及び全学の図書館を有する大宮キャンパスのほか、駅からのアクセスがよく多数の教室を有する梅田キャンパスなど、教育課程を実施するうえで効果的かつ充実した教室・施設を設けており、学生も積極的に活用していることから、学習効果を高めるものとして高く評価できる(評価の視点2-7、2-9、2-10)。
25	兵庫県立大学大学院緑環境観マネジメント研究科	日本造園学会	施設、設備及び図書館等	○学生の専用教室、実験室、デザイン演習室、演習室、コンピュータ室など、24時間使用可能になっている。また、学生の自習など学習環境である院生研究室、図書館、多目的ホール、庭園、温室、演習林、学生寮が整備されており、学内の施設インフラは充実しており、在校生や修了生からも好評を得ていることから、本研究科の特性として高く評価される。

令和4(2022)年度実施の認証評価結果

名称	評価機関	テーマ	優れた取組
1 川崎医科大学	大学基準協会	基準8 教育研究等環境	○全学生を収容できる個別学習スペースとして学年別自修室を設け、5・6年次の学生には個別のブースを提供しているほか、学生寮の学習室や学生教職員ラウンジ、機能別研究の中心となる「中央研究センター」内に研究関連図書を配備したラウンジを設けるなど、学生の個人学習・グループ学習を促進する環境を整備している。さらに、「現代医学教育博物館」が有する多様な臓器標本を展示することに加え、臨床実習に活用しており、これらを通じて学生の能動的学習を支援し、学力のみならず多様な学生の能力伸長に有意な取り組みとして評価できる。
2 天理大学	大学基準協会	基準8 教育研究等環境	○世界のさまざまな地域に住む人びとの生活や歴史を知り、互いの心を理解することを目的とした博物館「附属天理参考館」及び「附属天理図書館」において、世界各地の生活文化資料・考古美術資料や国宝・重要文化財を含む貴重な資料等を多数所蔵し公開するとともに、これらの資料を教育・研究に活用している。例えば、現物の古文書を用いた実践的な授業の実施や宗教文化・日本史分野での新たな研究成果につながっていることは評価できる。
3 日本赤十字看護大学	大学基準協会	基準7 学生支援	○学生の声に真摯に向き合い改善につなげるために、図書館の利活用促進を目的とした学生の自主的な活動を通じたニーズ把握、「目安箱」「WEB目安箱」の設置、学生との意見交換会の定期開催などの機会を設け、各学部・研究科それぞれに設置した「学生生活・就職支援委員会」において検討し、図書の購入や実習施設の利便性向上を図る対策等につなげている。このことは、意欲ある学生に学ぶ機会を提供するという「学生支援の基本方針」に沿う取り組みとなっており、評価できる。
4 金沢工業大学	日本高等教育評価機構	2-5.学修環境の整備	○「ライブラリーセンター」において各学科等から選出された教員が、分野専門家「サブジェクトライブラリアン」として、図書等の選定、情報提供、利用講習会の実施など、学生・卒業生・他分野の教員をはじめ多様な利用者への適切な支援を行っている点は評価できる。
5 東海学院大学短期大学部	日本高等教育評価機構	2-5.学修環境の整備	○図書館内に多数の絵本、大型絵本、紙芝居等を所蔵する「東海えほんの森」を開設し、学生の「幼児教育実践の場」として活用している点は評価できる。
6 滋賀文教短期大学	大学・短期大学基準協会	建学の精神と教育の効果	○長浜市と包括協定を締結し、地域の図書館でのインターンシップ、未就園児向けの子育て支援活動「ぶんぶんひろば」等を実施している。また、委託事業として「田村駅周辺空間活用事業」の依頼があり、教養科目である「くらしと地域」で調査・分析を行い、提案を報告書にまとめて提出するなど、様々な連携事業を積極的に展開している。こうした地域連携活動やボランティア活動は、地域貢献だけでなく、教育活動と関連した活動となっており、教育効果を上げている。
7 大阪夕陽丘学園短期大学	大学・短期大学基準協会	建学の精神と教育の効果	○図書館開放、公開講座により、地域・社会に短期大学がもつ社会的資源や知識・技術を広く提供している。また、地域・社会の団体、企業等と連携協定を結び、教職員が一体となって継続的に貢献活動を行っている。この活動に参画する学生にとって、大きな経験となっており教育効果をあげている。
8 四天王寺大学短期大学部	大学・短期大学基準協会	教育資源と財的資源	○学生が年度内に提出できる図書購入希望額が高く設定されていること、市中の書店に向かう学生選書のイベントがあることなど、学生が希望する図書を購入する制度が複数設けられており、学生の図書に対する興味を引き出す取組みがなされている。
9 四天王寺大学短期大学部	大学・短期大学基準協会	教育資源と財的資源	○高等教育推進センターにおいて、教職員に対してデータサイエンス、ICT講習会等が各年度複数回開催され、情報活用能力向上の機会が定期的に提供されている。また、図書館コンピュータ室にはヘルプデスクが設置され相応数のチュードント・アシスタント(SA)が配置されており、学生相互の情報活用能力向上につながっている。
10 中国短期大学	大学・短期大学基準協会	建学の精神と教育の効果	○「地域に愛される開かれた大学」を目指して「地域支援センター」を設置し、地域貢献事業に熱心に取り組んでいる。同一キャンパスにある併設大学と共有の図書館は、地域住民に開放し、蔵書の貸出しも行っている。貸出しサービスは、毎年多くの利用実績をあげており、地域貢献に寄与している。
11 九州龍谷短期大学	大学・短期大学基準協会	教育課程と学生支援	○お勧め本の紹介・展示や図書館広報誌「ふみくら」の編集や福岡市内の大型書店での選書ツアー等を、図書館司書職員と図書サークルの学生とが連携して行い、図書館の利用促進に努めている。
12 創価大学大学院法務研究科	日弁連法務研究財団	施設・設備	○学修館(自習室・図書室)は、当該法科大学院の学生及び教員に限定して、基本的に24時間利用可能であるなど、学習に必要な設備が非常によく整備されている。

13	東北大学（大学院法学研究科 公共政策専攻）	大学基準協会	教育研究等環境	○図書資料の整備にあたり、「公共政策ワークショップⅠ」の各プロジェクト・チームの担当教員に対し、関連資料・書籍をまとめて購入するための経費をそれぞれ10万円支給している。これにより、学生がプロジェクトを遂行するうえで必要となる基本的な資料・書籍を入学直後から使用できる環境が整備されている点は特色として評価できる（評価の視点6-7、6-9）。
14	国際教養大学（大学院グローバル・コミュニケーション実践研究科グローバル・コミュニケーション実践専攻）	大学基準協会	教育研究等環境	○図書資料について、外国語の資料が不可欠であるとの方針から、英語7割、日本語3割の比率で整備を進めてきた結果、英語書籍の割合が高いことに加え、利用できる図書の約8割が電子書籍、雑誌の約9割が電子ジャーナルであり、電子リソースの割合が極めて高いハイブリッド図書館であることは、当該専攻の固有の目的に照らして特色である（評価の視点6-7、6-9）。

令和3(2021)年度実施の認証評価結果

名称	評価機関	テーマ	優れた取組
1 敬和学園大学	大学基準協会	教育研究等環境	学内サークル活動、大学図書館や市立図書館・市民との連携のもとに開催している「ビブリオバトル（本の書評合戦）」では、学生が本の紹介を担当することで読書啓発につながっているのみならず、当日の運営を市立図書館のボランティアと共同で実施することで、コミュニケーション能力の向上等の教育上の成果も見られる。また、「第6回全国高校ビブリオバトル」新潟県大会の開催において学生が主導的な役割を果たすとともに、全国大会へ新潟県の高校生を出場させており、活動の発展も見られ、評価できる。
2 国際教養大学	大学基準協会	教育研究等環境	学生寮や24時間利用可能な図書館、学生に自主的な学びを促す能動的学修・評価センター（ALAC）や外国語の自律学習を支援する言語異文化学修センター（LDIC）などの学習施設により、学生の学びと交流の場をシームレスに提供する多文化キャンパスを構築している。また、学生が自ら関心のあるテーマに沿って寮生活を送るテーマ別ハウス群を整備し、日本人学生と留学生が日本や秋田県の文化、諸外国の言語・文化への理解を深める機会を提供し、グローバル交流の実践及びローカルな価値の発見、地域貢献を果たす多文化な環境により、日常生活を通じて調和の重要性を理解し、その能力を涵養していることは評価できる。
3 桃山学院大学	大学基準協会	学生支援	正課内・正課外の広範囲にわたり、学生による学生支援活動を整備している。一部の学部・学科の授業においては、上級生が自らの経験をもとに1年次生に対して各種の学習サポートを行う体制を制度化している。このほか、「学習支援センター」において学習面のサポーター、学内のICTシステムや各種ツールの操作支援や問合せ対応等を行う学生スタッフ、図書館の利用補助や利用促進につながる企画や情報発信を行う学生スタッフ、大学指定の宿舎に居住しながら交換留学生の生活全般を支援する「国際センター」の「RA（レジデント・アシスタント）」を配置している。これらの学生による学生支援活動は、支援を受ける学生、支援する学生が互いに支え合い学び合える場となり、下級生・上級生を含めた学生同士の学びのコミュニティとして発展している。これらの学生による学生支援活動は、大学が掲げる理念・目的の実現に寄与するとともに、有意な成果を上げている取り組みとして、評価できる。
4 岐阜女子大学	日本高等教育評価機構	3-2.教育課程及び教授方法	「基礎力のための年間履修計画表」を策定しており、4年間にわたる履修の計画が使用するテキストや課題図書を含めて一目で分かるようになっていることは評価できる。
5 神戸国際大学	日本高等教育評価機構	2-5.学修環境の整備	図書館及び一般講義に地域住民を受入れる「フレンドシップ会員」制度が、地域交流の促進に寄与している点は評価できる。
6 昭和音楽大学	日本高等教育評価機構	2-5.学修環境の整備	図書館にポイント制度を導入し、図書館を多く利用する学生に対して貸出し条件を広げるなどのサービスを展開するとともに、利用促進と利用マナーの向上につなげている点は評価できる。
7 奈良大学	日本高等教育評価機構	2-5.学修環境の整備	図書館施設及びその蔵書数、博物館施設、版木資料の閲覧検索システム等の整備を進め有効に活用している点は、評価できる。
8 梅光学院大学	日本高等教育評価機構	2-4.学生サービス	「留学生サポーター」「入学生サポーター（Buchiサポーター）」「図書館サポーター」という学生が学生をサポートする体制が整えられており、学生からも高評を得ている点は評価できる。
9 昭和音楽大学短期大学部	日本高等教育評価機構	2-5.学修環境の整備	図書館において、ポイント制度を導入したことで、図書館利用者の拡大・延滞の減少など効果を上げていることは評価できる。

10	北海道武蔵女子短期大学	大学・短期大学基準協会	建学の精神と教育の効果	○図書館及び児童図書室の一般市民への開放や、「武蔵教養セミナー」（公開講座）、「図書館員のためのリカレントプログラム」の実施など、地域貢献活動が充実している。また、令和3年度で20回目を数える「武蔵としょかんまつり」をはじめ、子育て支援・福祉施設との交流・清掃活動など、学生がボランティア活動に積極的に関わろうとする雰囲気が学内に醸成されている。
11	足利短期大学	大学・短期大学基準協会	教育課程と学生支援	○学生のGPAと図書の貸出数を基にしたIR調査は、多角的な視点から学習成果の獲得状況を把握でき、また、明確な調査結果が得られ、学習成果の獲得のためのPDCAサイクルを担っている。
12	育英短期大学	大学・短期大学基準協会	教育課程と学生支援	○図書館では、「学ぶ図書館」、「楽しむ図書館」をコンセプトとして、平成27年度より学生と教職員の共同による「選書ツアー」、平成30年度よりブックリスト「学生の時に読みたい100冊の本」の発行等、様々な企画を通して学生の利用促進を図り、令和2年度には学生1人当たりの貸出数の増加という大きな成果を上げている。また、利用が未習熟な学生には司書がマンツーマンで支援するなど、学生の学習支援体制が充実している。
13	駒沢女子短期大学	大学・短期大学基準協会	教育課程と学生支援	○1年生全員が履修する「基礎講座」は、基礎学力の補填に留まらず、学習スキル（ノートやレポートの書き方、図書館利用方法等）や社会人（実習生）としてのマナー（身だしなみや礼状作成）、保育者として必要な農作物栽培、園外保育での援助（農園、遊歩道で体験）などを学ぶことができる。保育科の専任教員の半数が携っており、学生は保育者として必要な資質を幅広く学んでいる。
14	目白大学短期大学部	大学・短期大学基準協会	教育課程と学生支援	○図書館は開館時間や区内在住者あるいは在勤者にも開放し、宅配等による貸し出しを実施している。また、「読書推進プログラム」など、学生の読書を促進するとともに、語彙力、文章力の向上を目指した企画が定期的に実施され、複数の活動が行われている。
15	清泉女学院短期大学	大学・短期大学基準協会	教育資源と財的資源	○図書館の利用促進と機能紹介を目的に学生アンケートを実施し、学生のニーズの把握に努め図書館に入れてほしい書籍を学生が投票で選ぶ「ブックフェア」を実施するなど、学生の学習環境の充実を図っている。また、図書館の配架の工夫や、ラーニングコモンズの環境整備等、学生にとって利用しやすい環境作りに努めている。
16	高田短期大学	大学・短期大学基準協会	教育資源と財的資源	○カフェテリアにはコンビニエンスストアが入り、BGM有線放送も備わっている。図書館では、学生ボランティア「図書館メイト」に協力してもらい学生目線で利用しやすい設備が整っている。
17	別府溝部学園短期大学	大学・短期大学基準協会	建学の精神と教育の効果	○学期ごとに授業評価アンケートを行い、ウェブサイトや図書館に印刷物で公表している。また、毎年度末に単位取得状況やGPAの結果を学生全員の自宅へ郵送し、学習成果を学生と保護者へフィードバックするとともに、検定やコンペティションなどで優秀な成績を収めた学生には学長から表彰している。多くの免許・資格が正課授業内で取得可能となっている。
18	帝塚山学院大学大学院人間科学研究所臨床心理学専攻	日本臨床心理士資格認定協会	施設、設備及び図書館等	令和3（2021）年4月の大学ワンキャンパス化に際しての大学全体の大規模改修工事に伴い、大学院生室を実務家教員研究室と隣接させ、その研究室前には事務カウンターを置いて事務職員を配置するなど、教員の教育・研究活動、学生の学修活動、事務職員の職務が相互の交流の中で一体的に機能するような工夫がなされている。同様の工夫が、教室、演習室、実習室、教員室、事務室、図書館等においても随所になされている。
19	慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻	大学基準協会	教育研究等環境	当該専攻の教育では英語で授業を行い、海外の事例等を多数活用していることに対応し、慶應義塾メディアセンターでは当該専攻の教育に必要な洋書を質・量ともに十分に整備し、そのうえで他大学と図書館の相互利用協定を締結し、充実した洋書の相互利用が可能となっていることは特色といえる（評価の視点 6-7）。

令和2(2020)年度実施の認証評価結果

名称	評価機関	テーマ	優れた取組
1 実践女子大学	大学基準協会	教育研究等環境	大学図書館は、学祖の教育理念をもとに図書、雑誌等の収集に努めた結果、優れたコレクションを多く有する施設となっている。注目すべきは、学祖下田歌子資料の電子化によってデータベース構築を図り、「下田歌子電子図書館」を開設し、一般に公開、提供していることである。また、オスカー・ワイルド新聞雑誌切抜帖、卒業生である向田邦子資料も所蔵され、電子化を経てデータベース化し一般公開している。さらに、下田歌子関連の書籍、絵画、詩歌、蔵書等を所蔵した博物館相当施設である「香雪記念資料館」で定期的に資料・絵等の展覧会を開催するなど、芸術、文化、教育の振興に寄与する活動も注目される。以上のように、大

				学図書館等の収蔵資料を公開するなどの取組みにより、教育研究等の機会を広く提供していることは、大学内にとどまらないより広範な研究成果に繋がるのが期待でき、評価できる。
2	大阪電気通信大学	日本高等教育評価機構	2-2.学修支援	図書館では、学生が習熟度に応じたレベルの英語書籍を読むリーディングシャワー、自分が読んだ本の魅力を伝えるコミュニケーションゲームであるビブリオバトルなどの取組みを行い、それまで年間 15,000 冊程度であった貸出冊数が、現在では 10 万冊以上となるなど、利用率が向上している点は評価できる。
3	熊本保健科学大学	日本高等教育評価機構	2-5.学修環境の整備	学生数の増加に伴う共有スペースの収容能力低下に対して、計画的に用地を確保し段階的に整備を進めるとともに、ラーニング・コモンズとアカデミックスキルラボ施設を含めた総合図書館へのリニューアルにも着手し、快適な学修環境の整備に努めている点は評価できる。
4	くらしき作陽大学	日本高等教育評価機構	3-2.教育課程及び教授方法	「英語多読教育」のために、附属図書館の洋書の整備を図るとともに、オンライン上に英語多読の学修記録を残せるシステムを構築したことは高く評価できる。
5	埼玉医科大学	日本高等教育評価機構	2-5.学修環境の整備	常勤図書館職員の過半数が「ヘルスサイエンス情報専門員」の認定を受けており、大学の方針として、専門性の向上に努力している点は高く評価できる。
6	東邦音楽大学	日本高等教育評価機構	2-5.学修環境の整備	オーストリア国ウィーン市に、学生の短期研修を目的とする宿泊室、練習室、図書室及び食堂等からなる研修施設「東邦ウィーンアカデミー」を設置し、活用していることは評価できる。
7	新潟青陵大学短期大学部	大学・短期大学基準協会	教育資源と財的資源	○キャンパスの再整備により水道町キャンパス新 1 号館には、アクティブ・ラーニングに特化した教室、同館にあるプレゼンサークル（フリースペース）及び図書館ラーニング・コモンズにも組み合わせ自由なアクティブ・ラーニング対応の設備を備え、ディスカッション等を行いやすい環境を整えており、学生の学習を支える環境作りへの取組みがなされている。
8	京都文教短期大学	大学・短期大学基準協会	教育課程と学生支援	○キャンパス内の三つの図書館には充実した数の蔵書と検索システムが整備されており、スマートフォン等での検索が可能である。自習室にはパソコンを設置し、パソコン利用に関する専門のスタッフが常駐して対応に当たっている。新入生に対しては、「情報メディア利用ガイド」と「情報倫理ハンドブック」を配布して情報倫理教育を行うとともに、学科別の資料検索の方法や演習形式の講習会を実施するなど、教職員が連携して学習成果の獲得に向けて取り組んでいる。
9	近畿大学九州短期大学	大学・短期大学基準協会	教育資源と財的資源	○学校法人近畿大学の相互利用図書館サービスによる近畿大学産業理工学部図書館が利用可能であり、さらに「近畿大学図書館 OPAC」の導入により中央図書館をはじめ各学部図書館の蔵書を検索することができ、貴重書を除く希望の図書を相互貸借することができる等、図書館利用サービスが充実している。
10	立命館大学大学院経営管理研究科経営管理専攻	大学基準協会	学生支援	「立命館大学大学院研修生制度」により、修了後も図書館等の施設を継続的に利用できる仕組みを提供しているほか、当該専攻独自の「聴講生制度」を設けており、修了生の継続的な学びを支援する制度を構築している。研修生制度は 50 名前後が実際に登録を行っているなど、修了生のニーズに応じた取組みとなっていることは特色である（評価の視点 5-8）。
11	京都教育大学大学院連合教職実践研究科教職実践専攻	教員養成評価機構		○「院生・教員連絡協議会」における意見交換の結果が、施設・設備、図書などの各資料の充実で反映されている点は評価できる。連合参加大学の図書館や、連携教育委員会のセンターの利用が可能になっていること、鳴門教育大学との間での遠隔授業の実施は強みである。

令和元(2019)年度実施の認証評価結果

	名称	評価機関	テーマ	優れた取組
1	法政大学	大学基準協会	学生支援	○新入生・留学生を支援する学生サポーターや「課外教養プログラム」の学生プロジェクトスタッフ等を配置して、学生同士の学びあいによる修学支援を長く行っており、これらのピアサポート活動を連携させるため、学習支援のみならず学生FDスタッフ、オープンキャンパスや図書館などの学生スタッフも含めた学内ネットワークとして「ピアネット」を立ち上げ、ピア学生を主体とする学習支援の充実・強化を図っている。さらに、活動を通じて学生スタッフが修得する能力を「ピアネット・コンピテンシー(12の基礎能力)」として明文化し、育成のための合同研修を実施しており、ピアサポートに携わる学生の能力向上にも役立っていることから、学生の力を活用した学生支援を組織的に展開する先進的な取組みとして評価できる。
2	宮城大学	大学基準協会	教育研究等環境	○2014(平成26)年度より、図書館利用の促進及び所蔵資料のアクセス促進のために「学術情報センター」が企画するイベントとして「六限の図書館」を学群(学部)横断的なテーマで開催している。元雑誌編集者や食生活アドバイザー等多様な分野のゲストを招いた講演会や写真展、映画の上映会等を行うことで、学生の授業外の主体的な学びを支援し、幅広い分野への関心を高めている。こうした取組みにより、所蔵資料へのアクセス件数が増加傾向にあり、図書資料を利用した学習に役立っていることは評価できる。
3	豊橋技術科学大学	大学改革支援・学位授与機構	内部質保証が優れて機能している点	○アンケート調査、キャンパスマスタープランワークショップ等によって学生からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行い、図書館の改修や、キャンパスマスタープランの改正を行う等、その意見を反映した取組を行っている。また、TUTグローバルハウスの新設にあたっては、学生及び教職員を対象にアイデア募集を行い、「平面等計画」部門最優秀賞作品のアイデアを設計に取り入れている。
4	豊橋技術科学大学	大学改革支援・学位授与機構	基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	○キャンパスマスタープランに基づき、多文化共生グローバルキャンパスの核として、図書館1階を「マルチプラザ」として整備し、学生・教職員・企業・地域の交流の場に広く活用するとともに、図書館の入館者数の増加にもつなげている。
5	聖徳大学短期大学部	短期大学基準協会	教育資源と財的資源	○「優れた人材の育成は最良の教育環境から」という理念の下で芸術家たちによる壁画や彫刻等を学内各所に配置し、キャンパス全体を芸術的空間として整備している。また、図書館には教育上必要な機能のほか、読み聞かせなどの体験ができる「こども図書館」や貴重資料等を公開する「聖徳博物館」を併設し、充実したものとなっている。
6	千葉経済大学短期大学部	短期大学基準協会	教育資源と財的資源	○大学総合図書館は、建学の精神である「論語」の公開講座や「論語」の特設コーナーのほか所蔵資料による多彩な企画展を行う一方、県内の図書館職員を対象とした研修会、学生選書委員が書店に出向き選書する「ブックツアー」とPR活動、キャリアセンターと連携した「キャリア別コース学修支援室」の整備など、学内外に開かれた図書館として活動している。
7	中部学院大学短期大学部	短期大学基準協会	教育課程と学生支援	○学生による授業評価アンケートを実施するだけでなく、実施方法に対する学生の評価をIR推進センターによる「学生生活実態調査」で集計している。その結果を基に学科長会議、教授会、教育改革委員会等で改善策を検討するなど、積極的に取り組んでいる。また、図書館は学生による館内ツアーなど、学生の利用を促進するための工夫が凝らされており、パソコンの貸し出しシステムなど情報機器の環境も充実している。
8	中日本自動車短期大学	短期大学基準協会	教育課程と学生支援	○「NAC学生カルテ」という学生支援システムは、教育目的・目標の達成状況を把握・評価するために有効活用され、教務・図書・学生健康管理・校友会会員管理等のシステムや、その他基礎データ出力機能などを包含した総合的な学生の学習成果把握システムであり、充実している。加えてこれらをベースにして自動車修理関係の技術者資格取得を目標として学生への指導体制を構築している。
9	近畿大学短期大学部	短期大学基準協会	教育資源と財的資源	○アカデミックシアター内にあるビブリオンシアターという図書で構成された空間では、マンガをきっかけに学生の知的好奇心を刺激し、それにつながる新書・文庫へと誘い、さらには専門書へと向かう仕組み(これを「知のどんでんがえし」が巻き起こる設計と表現)を構築している。

10	近畿大学短期大学部	短期大学基準協会	教育資源と財的資源	○併設大学との共有施設ではあるものの、校舎内には各種の講義室、演習室が配置され、中央図書館の蔵書・閲覧用設備、アカデミックシアター、英語村、学生食堂、講堂、体育館等、教育環境が整備維持されている。
11	香川短期大学	短期大学基準協会	教育資源と財的資源	○図書館に、絵本に関する高度な知識などを具えた専門職員を配置しており、教員と連携し、子ども学科の学生に対して、「絵本の読み聞かせ」技術や「絵本に親しませる」技法等を習得させている。
12	早稲田大学 (大学院会計研究科会計専攻)	大学基準協会	教育研究等環境	○「頂新国際グループ記念学生読書室」には当該専攻の専攻教員の講義に関連して学習に必要な推薦図書を開架した「会計研究科コーナー」が設置されるとともに、オンラインによる会計学関係の資料等の閲覧を可能としており、学内のみならず学外からのアクセスも可能としている点は、特色ある取組みとして評価できる（評価の視点 6-9）。
13	東京大学大学院 工学系研究科 原子力専攻	日本技術者教育認定機構 (JABEE)	教育環境	○原子力を専攻する学生の教育にきわめて重要な実験・観察・シミュレーションなどを実施できる実験・実習室や充実した資料を有する図書館が、JAEA の協力も得て整備され充実している。

(以上)